

令和7年門真市議会第1回定例会



議 案 書

門 真 市



## 第1回定例会付議事件目次

		ページ
第1	報告第1号 専決処分の報告について ……………	1
第2	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年 度門真市一般会計補正予算（第12号）について） ……	3
第3	議案第1号 旧門真市立北小学校解体工事請負契約の締結につ いて ……………	24
第4	議案第2号 門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事請負契 約の締結について ……………	26
第5	議案第3号 門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契 約の一部変更について ……………	28
第6	議案第4号 （仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事請負 契約の一部変更について ……………	30
第7	議案第5号 動産の取得について ……………	32
第8	議案第6号 動産の取得について ……………	34
第9	議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について ……………	35
第10	議案第8号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について ……	43
第11	議案第9号 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する 条例の一部改正について ……………	47
第12	議案第10号 門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 について ……………	51
第13	議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について ……………	53
第14	議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について ……………	55
第15	議案第13号 門真市職員の旅費に関する条例の一部改正につい て ……………	57
第16	議案第14号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正 について ……………	68
第17	議案第15号 門真市手数料条例及び門真市建築基準法施行条例 の一部改正について ……………	72

第18	議案第16号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	141
第19	議案第17号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例及び門真市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部改正について	143
第20	議案第18号	門真市国民健康保険条例の一部改正について	151
第21	議案第19号	門真市立学校設置条例の一部改正について	154
第22	議案第20号	門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資 格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する 条例の一部改正について	165
第23	議案第21号	門真市下水道条例の一部改正について	171
第24	議案第22号	令和6年度門真市一般会計補正予算（第13号）	173
第25	議案第23号	令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算 （第5号）	201
第26	議案第24号	令和6年度門真市公共下水道事業会計補正予算 （第2号）	213
第27	議案第25号	令和7年度門真市一般会計予算	〔別冊1〕
第28	議案第26号	令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計予算	…〔別冊2〕
第29	議案第27号	令和7年度門真市都市開発資金特別会計予算	…〔別冊2〕
第30	議案第28号	令和7年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予 算	…〔別冊2〕
第31	議案第29号	令和7年度門真市介護保険事業特別会計予算	…〔別冊2〕
第32	議案第30号	令和7年度門真市水道事業会計予算	…〔別冊3〕
第33	議案第31号	令和7年度門真市公共下水道事業会計予算	…〔別冊3〕

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

和解又は損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

番号	和解日又は損害賠償額の決定日	損害賠償額	相手方
1	令和6年1月5日	3,630円	████████████████████ ██████████ ████████████████████
2	令和6年2月9日	618,000円	████████████████████ ██████████
3	令和6年2月26日	550,000円	████████████████████ ████████████████████ ████████████████████
4	令和6年6月18日	407,000円	████████████████████ ██████████
5	令和6年12月9日	41,330円	████████████████████ ██████████
6	令和6年12月21日	79,914円	████████████████████ ██████████

## 参考資料

番号	事故関係部署	事故発生年月日	事故の区分	事故内容
1	危機管理課	令和5年11月25日	交通事故 (物損事故)	門真市消防団上三ツ島分隊の消防車両を走行中、消防用ホースを収納したラックが落下し、消防用ホースを引きずったまま走行していたところ、交差点で信号待ちをしていた相手方自転車前輪に接触し、損傷させたもの
2	危機管理課	令和5年10月31日	交通事故 (物損事故)	大阪府立門真西高等学校の駐車場において公用車を後退した際、駐車中の相手方自動車左前部に接触し、当該自動車のバンパーを損傷させたもの
3	危機管理課	令和5年11月25日	交通事故 (物損事故)	門真市消防団上三ツ島分隊の消防車両を走行中、消防用ポンプ及びホースを収納したラックが落下し、消防用ポンプ及びホースが停車中の相手方自動車の前部及び上部に接触し、損傷させたもの
4	クリーンセンター業務課	令和6年2月28日	交通事故 (物損事故)	常盤町地区でペットボトルを収集中、収集車を後退した際、相手方家屋の外壁に接触し、損傷させたもの
5	健康増進課	令和6年11月6日	医療事故 (人身事故)	門真市保健福祉センター内歯科診療所において、歯科治療中に相手方の口腔内に装着した銀歯の誤飲が発生したもの
6	子育て支援課	令和6年10月3日	交通事故 (人身事故)	公用車で門真市立門真市民プラザから帰庁するため、道路に出ようとした際、相手方自転車が接近していることに気付き、停車したものの、相手方自転車と接触し、相手方を負傷させたもの

## 承認第1号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和6年度門真市一般会計補正予算（第12号）について

## 専決第12号

### 令和6年度門真市一般会計補正予算（第12号）について

令和6年度門真市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

## 記

### 令和6年度門真市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ855,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,744,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年12月20日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	23,700,856	855,000	24,555,856
	2 国庫補助金	8,974,697	855,000	9,829,697
	歳入合計	78,889,288	855,000	79,744,288

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	35,529,482	856,134	36,385,616
	1 社会福祉費	13,874,833	856,134	14,730,967
12	予備費	65,616	△1,134	64,482
	1 予備費	65,616	△1,134	64,482
	歳 出 合 計	78,889,288	855,000	79,744,288

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	令和6年度冬の重点支援給付金（住民税非課税世帯）給付事業	千円 270,165



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	23,700,856	855,000	24,555,856
歳入合計	78,889,288	855,000	79,744,288



## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 35,529,482	千円 856,134	千円 36,385,616
12 予備費	65,616	△1,134	64,482
歳 出 合 計	78,889,288	855,000	79,744,288

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			856,134
			△1,134
0	0	0	855,000

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 2,043,669	千円 855,000	千円 2,898,669
計	8,974,697	855,000	9,829,697

節		説明
区分	金額	
23 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	千円 855,000	低所得世帯支援枠及び給付金・定額減税一体支援枠 千円

1 4 款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 8,643,336	千円 856,134	千円 9,499,470	千円	千円	千円	千円 856,134

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 1,167	○生活保障と自立支援 令和6年度冬の重点支援給付金（住民税非課税世帯）給付事業
3 職員手当等	2,147	
11 需用費	50	給料 1,167
12 役務費	7,163	一般職給 1,167 一般職給 1,167
13 委託料	55,505	職員手当等 2,147
14 使用料及び賃借料	102	地域手当 164 超過勤務手当 900 通勤手当 62
19 負担金補助及び交付金	790,000	期末手当 555 勤勉手当 466 需用費 50 消耗品費 50 役務費 7,163 通信運搬費 3,272 手数料 3,891 委託料 55,505 各種業務委託料（費用） 55,505 物価高騰に伴う低所得世帯追加支援給付金給付業務委託料 55,495 点字案内通知作成業務委託料 10 使用料及び賃借料 102 使用料及び賃借料（物件費） 102 乾式コピー借上料 102 負担金補助及び交付金 790,000 交付金 790,000 物価高騰に伴う低所得世帯追加支援給付金 720,000 低所得者の子育て世帯への加算給付金 70,000

3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 13,874,833	千円 856,134	千円 14,730,967	千円 0	千円 0	千円 0	千円 856,134

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	65,616	△1,134	64,482				△1,134
計	65,616	△1,134	64,482	0	0	0	△1,134

節		説明
区分	金額	
	千円	千円


3款 民生費 12款 予備費

# 繰越明許費説明書

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 社会福祉総務費		千円	事業完了に日数を要するため
	2 給料	1,167	
	3 職員手当等	1,546	
	11 需用費	30	
	12 役務費	1,868	
	13 委託料	55,495	
	14 使用料及び賃借料	59	
	19 負担金補助及び交付金	210,000	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(325) 810	508,657	3,014,591	3,112,591	6,635,839	1,253,573	7,889,412	
補 正 前	(325) 808	508,657	3,013,424	3,110,444	6,632,525	1,253,573	7,886,098	
比 較	(-) 2	-	1,167	2,147	3,314	-	3,314	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,841	476,740	258,584	78,749	114,829	933,067	723,673
	補 正 前	90,841	476,576	257,684	78,687	114,829	932,512	723,207
	比 較	-	164	900	62	-	555	466
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	65,936	366,828	-	730	2,614	-	
	補 正 前	65,936	366,828	-	730	2,614	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	-

### ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 723	2,852,731	2,780,634	5,633,365	1,081,798	6,715,163	
補 正 前	(1) 723	2,852,731	2,779,734	5,632,465	1,081,798	6,714,263	
比 較	(-) -	-	900	900	-	900	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,841	451,558	257,837	74,769	114,829	739,245	617,792
	補 正 前	90,841	451,558	256,937	74,769	114,829	739,245	617,792
	比 較	-	-	900	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	65,936	364,493	-	720	2,614	-	
	補 正 前	65,936	364,493	-	720	2,614	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	-

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(324) 87	508,657	161,860	331,957	1,002,474	171,775	1,174,249	
補 正 前	(324) 85	508,657	160,693	330,710	1,000,060	171,775	1,171,835	
比 較	(-) 2	-	1,167	1,247	2,414	-	2,414	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	-	25,182	747	3,980	-	193,822
	補 正 前	-	25,018	747	3,918	-	193,267	105,415
	比 較	-	164	-	62	-	555	466
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	2,335	-	10	-	-	
	補 正 前	-	2,335	-	10	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
給 料	1,167	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	1,167	
職 員 手 当	2,147	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	2,147	地域手当、超過勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	900	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	900		超過勤務手当

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	1,167	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	1,167		
職員手当	1,247	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	1,247		地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当

## 議案第 1 号

### 旧門真市立北小学校解体工事請負契約の締結について

旧門真市立北小学校解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

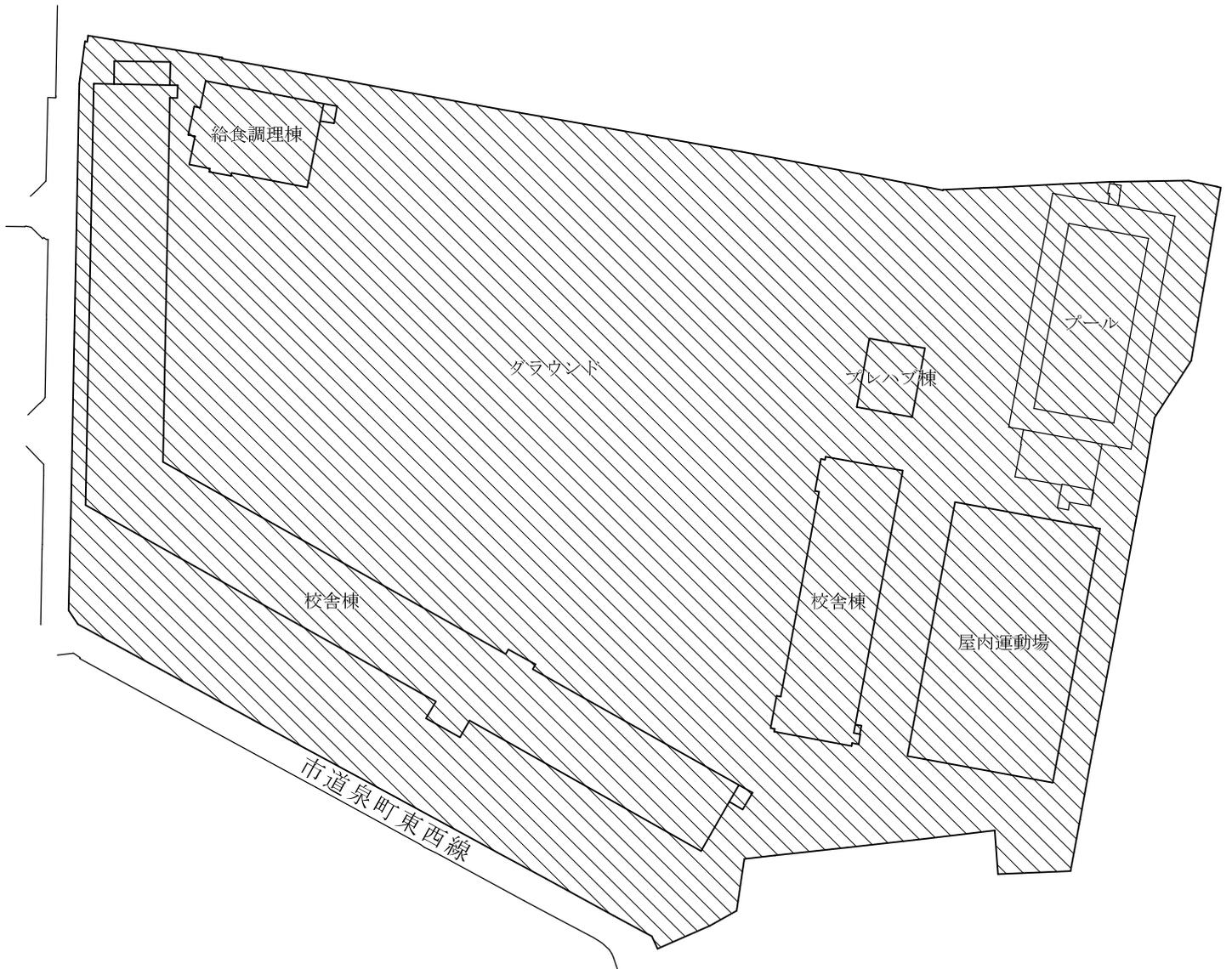
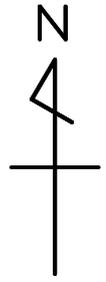
令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 工 事 名  | 旧門真市立北小学校解体工事   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 380,420,700円  |
| 4 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原四丁目1番45号 新大阪八千代ビル5階J号室<br>株式会社前田産業大阪支店<br>大阪支店長 川畑 一彦 |
| 5 完成期限   | 令和8年6月30日   |

# 旧門真市立北小学校解体工事



凡 例	
	今回工事場所

## 議案第 2 号

門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事請負契約の締結について

門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

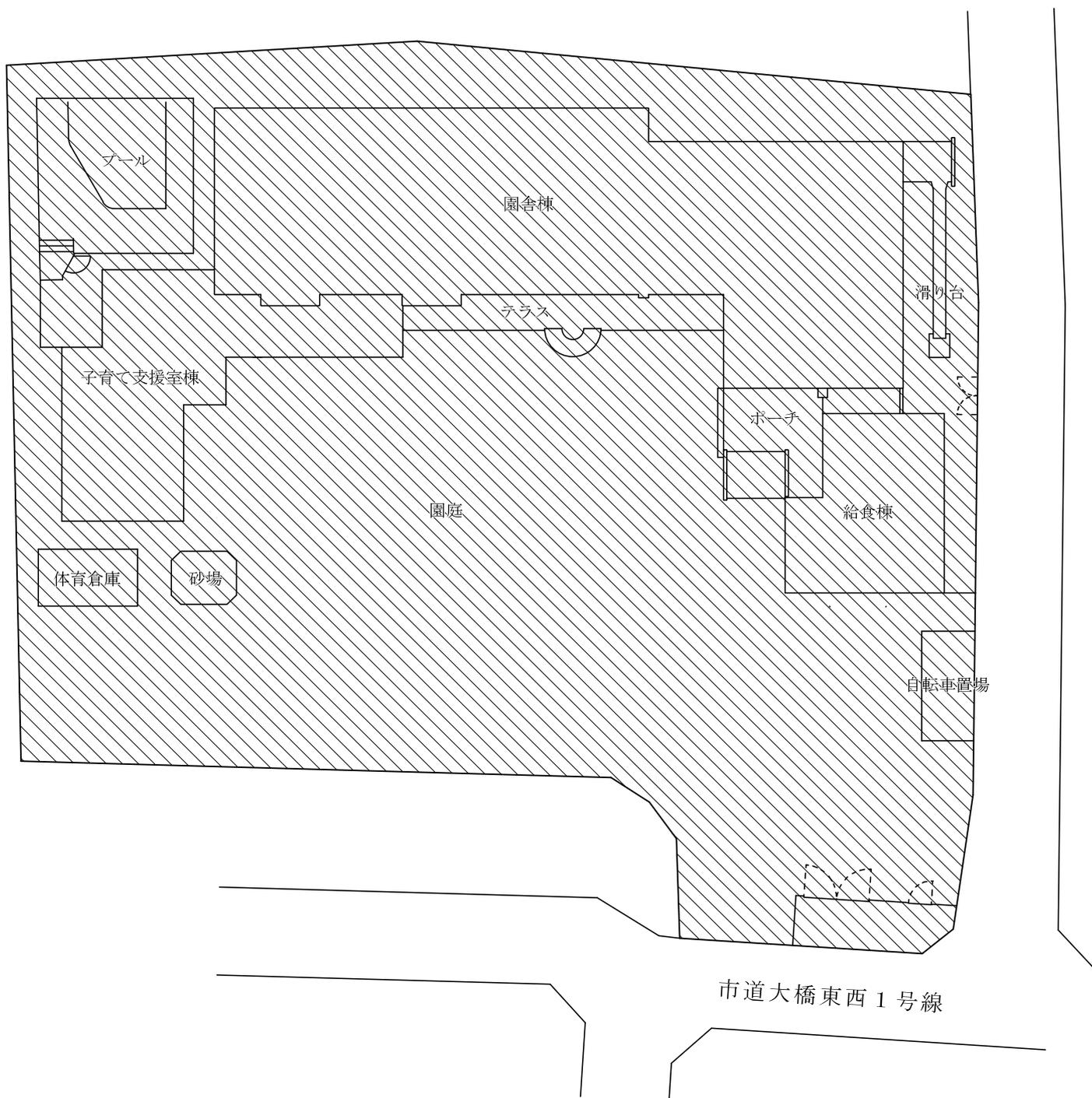
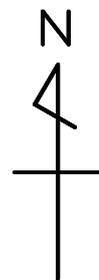
令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 工 事 名  | 門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事                      |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                   |
| 3 契約金額   | 322,797,200円                             |
| 4 契約の相手方 | 東大阪市足代三丁目5番1号<br>株式会社ソトムラ<br>代表取締役 外村 耕作 |
| 5 完成期限   | 令和8年1月30日                                |

# 門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事



凡 例	
	今回工事場所

## 議案第3号

### 門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約の一部変更 について

門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和4年9月21日門真市議会第3回定例会において議決のあった門真市営門真千石西町住宅第4期新築工事請負契約について、契約金額「8,010,312,296円」を「8,015,938,796円」に、完成期限「令和7年6月30日」を「令和7年7月30日」に改める。

## 参考資料

- 1 工 事 名 門真市宮門真千石西町住宅第4期新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 8,010,312,296円
- 4 契約の相手方 大阪市北区堂島二丁目1番27号  
株式会社柄谷工務店大阪支店  
常務執行役員支店長 岸田 成弘
- 5 完 成 期 限 令和7年6月30日

令和4年9月21日 原案可決

令和5年12月14日 一部変更可決

## 議案第 4 号

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和5年3月22日門真市議会第1回定例会において議決のあった(仮称)門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約について、完成期限「令和7年11月30日」を「令和8年1月31日」に改める。

## 参考資料

- 1 工 事 名 (仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備工事
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 7,051,071,489円
- 4 契約の相手方 大阪府中央区北浜三丁目5番29号  
株式会社大林組大阪本店  
専務執行役員大阪本店長 川上 宏伸
- 5 完成期限 令和7年11月30日

令和5年3月22日 原案可決

令和6年9月24日 一部変更可決

## 議案第5号

### 動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

- 1 取得する動産 (仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品
- 2 取得価額 98,890,000円
- 3 取得の相手方 大阪市生野区巽南五丁目4番14号  
株式会社中西製作所大阪支店  
支店長 堀田 敦志

## 参考資料

主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	シンク	21台
2	洗浄機	1台
3	回転釜	8台
4	消毒保管機	13台
5	炊飯器	5台
6	冷蔵庫	10台
7	冷凍庫	3台
8	洗米機	1台

## 議案第6号

### 動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 中学校用指導書 427冊                                  |
| 2 取得価額   | 22,754,600円                                   |
| 3 取得の相手方 | 門真市幸福町15番15号<br>株式会社かたの書房門真支店<br>代表取締役 富田 多恵子 |

## 議案第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係各条例において所要の字句整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(門真市消防団条例の一部改正)

**第1条** 門真市消防団条例(昭和27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p><b>第5条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)~(3) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p><b>第5条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)~(3) 略</p>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第24条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p><b>第24条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p><b>第24条の3</b> 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号</p>	<p><b>第24条の3</b> 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号</p>

改正後	改正前
<p>のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4～8 略</p>	<p>のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4～8 略</p>

（門真市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

**第3条** 門真市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p><b>第6条</b> 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p><b>第6条</b> 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

（一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第4条** 一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止)</p> <p><b>第13条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場</p>	<p>(退職手当の支払の差止)</p> <p><b>第13条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p>

改正後	改正前
<p>合 (3) 略 6～10 略</p> <p><u>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</u></p> <p><b>第14条</b> 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略 2～6 略</p>	<p>(3) 略 6～10 略</p> <p><u>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</u></p> <p><b>第14条</b> 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略 2～6 略</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p><b>第15条</b> 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p><b>第15条</b> 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給</p>

改正後	改正前
<p>可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p><b>第17条</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>	<p>可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p><b>第17条</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>

(門真市有功者条例の一部改正)

**第5条** 門真市有功者条例(昭和63年門真市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(待遇の廃止)</p> <p><b>第7条</b> 有功者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、第5条に規定する待遇は廃止する。</p>	<p>(待遇の廃止)</p> <p><b>第7条</b> 有功者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、第5条に規定する待遇は廃止する。</p>

(門真市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

**第6条** 門真市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年門真市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> (経過措置)</p> <p><b>第5条</b> 1～3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の同条第4号に規定する保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>6 略</p>	<p><b>附 則</b> (経過措置)</p> <p><b>第5条</b> 1～3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の同条第4号に規定する保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>6 略</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」

という。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

## 議案第 8 号

### 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第 3 号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本条例案を提出するものである。



改正後		改正前	
		門真市中学生海外派遣 海外派遣研修 事業委託事業者 選定委員会	門真市中学生海外派遣 研修事業に係る委託事 業者を選定するために 必要な事項についての 調査審議に関する事務
門真市いじめ 問題対策連絡 協議会	いじめ防止対策推進法 第14条第1項に規定す るいじめの防止等に関 係する機関及び団体の 連携に関する事務		
門真市いじめ 重大事態調査 委員会	いじめ防止対策推進法 第28条第1項に規定す る重大事態であって特 に必要と認めるものに 係る事実関係を明確に するための調査に関す る事務		
3 略		3 略	

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
		中学生海外派遣研修事業 委託事業者選定委員会委 員	日 8,400円
		門真プラザ再整備事業支 援業務委託事業者選定委 員会委員	日 8,400円
		庁舎エリア整備事業委託 事業者選定委員会委員	日 8,400円

改正後		改正前	
		略	
(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会委員	略	(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会委員	略
糖尿病性腎症重症化予防事業検討委員会委員	日 8,400円		—
いじめ問題対策連絡協議会委員	日 8,400円		—
いじめ重大事態調査委員会委員	日 8,400円		—
略		略	
備考		備考	
1～3 略		1～3 略	
4 <u>いじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u>		—	
5 略		—	
		4 略	

## 議案第9号

職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正  
について

職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年門真市条例第22号)  
の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)  
による地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行う  
につき、本条例案を提出するものである。

職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年門真市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (給与に関する経過措置)</p> <p><b>第2条</b> 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 新給与条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」と</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (給与に関する経過措置)</p> <p><b>第2条</b> 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 新給与条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」と</p>

改正後	改正前
<p>する。 7～8 略</p> <p>(退職手当に関する経過措置)</p> <p><b>第5条</b> 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する新退職条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。)」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。</p> <p>(勤務時間、休暇等に関する経過措置)</p> <p><b>第18条</b> 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前</p>	<p>する。 7～8 略</p> <p>(退職手当に関する経過措置)</p> <p><b>第5条</b> 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する新退職条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。)」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。</p> <p>(勤務時間、休暇等に関する経過措置)</p> <p><b>第18条</b> 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前</p>

改正後	改正前
再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。	再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第10号

### 門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第23条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 非常勤職員等に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員等について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員等が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第23条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 非常勤職員等に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員等について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員等が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第11号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

いじめ問題再調査委員会委員について、日額により難い特別な勤務に従事した場合における報酬額を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p><b>別表（第1条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>いじめ問題再調査委員会委員及びいじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 略</p>	略	<p><b>別表（第1条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>いじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 略</p>	略
略			
略			

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第12号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

学校いじめ防止対策審議会委員について、日額により難い特別な勤務に従事した場合における報酬額を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p><b>別表（第1条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>いじめ問題再調査委員会委員、学校いじめ防止対策審議会委員及びいじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 略</p>	略	<p><b>別表（第1条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>いじめ問題再調査委員会委員</u> <u>及びいじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 略</p>	略
略			
略			

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第13号

### 門真市職員の旅費に関する条例の一部改正について

門真市職員の旅費に関する条例（昭和58年門真市条例第4号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

国家公務員の旅費制度の見直しに鑑み、経済社会情勢の変化に対応するため、旅費の計算等に係る規定の簡素化等を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

門真市職員の旅費に関する条例（昭和58年門真市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため、一時、その勤務場所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第10条）</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費（第11条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費（第19条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第20条・第21条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</u></p> <p>(3) <u>外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u></p> <p>(4) 出張 職員が公務のため、一時、その勤務場所 _____ を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行に</p>

改正後	改正前
<p>(4) 遺族 職員の配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>	<p><u>あつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者_____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>
<p>(旅費の支給)</p>	<p>(旅費の支給)</p>
<p><b>第3条</b> 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し旅費を支給する。</p>	<p><b>第3条</b> 職員が出張した場合には、その職員に対し旅費を支給する。</p>
<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p>	<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p>
<p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合には、当該職員</p>	<p>(1) 職員が出張_____のための旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合には、当該職員</p>
<p>(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p>	<p>(2) 職員が出張_____のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)</u>を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため、既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で<u>規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p>	<p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>その出発前に第4条第2項の規定により出張命令を変更(取消を含む。以下同じ。)</u>され、又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときには、当該金額のうち、その者の損失となつた金額で、<u>市長が別に定めるものを旅費として支給することができる。</u></p>
<p>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p align="center"><u>(旅行命令)</u></p>	<p align="center"><u>(出張命令)</u></p>
<p><b>第4条</b> 職員の出張及び赴任は、<u>旅行命令</u>権者の発する<u>旅行命令</u>によつて行わなければならない。</p>	<p><b>第4条</b> 職員の出張_____は、<u>任命権者</u>の発する<u>出張命令</u>によつて行わなければならない。</p>
<p>2 <u>旅行命令</u>権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、<u>予算上旅費の支出が可能である場合</u>に限り、<u>旅行命令</u>を発することができる。</p>	
<p>3 <u>旅行命令</u>権者は、既に発した<u>旅行命令</u>の<u>変更</u>をする必要があると認めるときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更</u>をすることができる。</p>	<p>2 <u>任命権者</u>は、既に発した<u>出張命令</u>を<u>変更</u>する必要があると認めるときは、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更</u>することができる。</p>
<p>4 <u>旅行命令</u>権者は、<u>旅行命令</u>を発し、又はその<u>変更</u>をするには、<u>旅行命令書</u>に規則で定める事項の記載又は記録をし、<u>当該事項</u>を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、<u>旅行命令書</u>に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</p>	
<p>5 前項ただし書の規定により<u>旅行命令書</u>に記載又は記録をしなかつた場合には、<u>できるだけ速やかに旅行命令書</u>に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p>	
<p align="center"><u>(旅行命令に従わない旅行)</u></p>	<p align="center"><u>(出張命令に従わない旅行)</u></p>
<p><b>第5条</b> 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>旅行命令</u>（前条第3項の規定により変更を受けた<u>旅行命令</u>を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ<u>旅行命令</u>権者に<u>旅行命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p>	<p><b>第5条</b> 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>出張命令</u>（前条第2項の規定により変更された<u>出張命令</u>を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ<u>任命権者</u>に<u>出張命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>2 旅行者は、前項の規定による<u>旅行命令</u>の変更の申請をするいとまがない場合には、<u>旅行命令</u>に従わないで旅行した後、速やかに<u>旅行命令</u>権者に<u>旅行命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>2 旅行者は、前項の規定による<u>出張命令</u>の変更の申請をする暇がない場合には、<u>出張命令</u>に従わないで旅行した後、速やかに<u>任命権者</u>に<u>出張命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>3 旅行者が、前2項の規定による<u>旅行命令</u></p>	<p>3 旅行者が、前2項の規定による<u>出張命令</u></p>

改正後	改正前
<p>の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、<u>旅行命令</u>に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令</u>に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p>	<p>の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、<u>出張命令</u>に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>出張命令</u>に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p><u>(旅費の種類)</u></p> <p><b>第6条</b> <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び災害対策旅費とする。</u></p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。ただし、別表第1に掲げる地域への旅行については、支給しない。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。ただし、水路旅行及び航空旅行の場合においては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給するものとする。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行に限り、夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居住の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>災害対策旅費は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合における職員の災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務のための市長が別に</u></p>

改正後	改正前
<p>(旅費の計算)</p> <p><b>第6条</b> 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p>	<p>定める地域（以下「被災地域」という。）への出張（被災地域における滞在を伴うものに限る。）について、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p><b>第7条</b> 旅費は_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p><b>第8条</b> 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p><b>第9条</b> 削除</p> <p><b>第10条</b> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p><b>第2章</b> 内国旅行の旅費 (鉄道賃)</p> <p><b>第11条</b> 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金</p>

改正後	改正前
	<p>による。</p> <p>(1) 旅客運賃は、その乗車に要する運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に掲げる運賃のほか、次の区分によりその乗車に要する特別急行料金又は普通急行料金</p> <p>ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものであるときは、特別急行料金</p> <p>イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のものであるときは、普通急行料金</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合で、片道100キロメートル以上のときには、前2号に掲げる鉄道賃のほか、座席指定料金</p> <p>(4) 特別職の職員が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前3号に掲げる鉄道賃のほか、特別車両料金</p> <p>(船賃)</p> <p><b>第12条</b> 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃等による。</p> <p>(1) 旅客運賃の等級を設けている船舶による旅行の場合には、次の区分によりその乗船による旅客運賃</p> <p>ア 特別職の職員並びに一般職の職員で、主査以上の職にあるものについては、1等旅客運賃</p> <p>イ その他の職員については、2等旅客運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けていない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</p> <p>(3) 特別職の職員が、前号の規定に該当する船舶で、特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金</p> <p>2 前項第1号に該当する場合において、同一階級の運賃を、更に2以上に区分する船</p>

改正後	改正前
	<p>舶による旅行の場合には、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p>(航空賃)</p> <p><b>第13条</b> 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p> <p>2 航空賃は、市長が公務上の必要、災害その他やむを得ない事情又は最も経済的な経路若しくは方法により旅行すると認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給する。</p> <p>(車賃)</p> <p><b>第14条</b> 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p> <p>(日当)</p> <p><b>第15条</b> 日当の額は、特別職の職員にあつては1,500円とし、その他の職員にあつては1,000円とする。</p> <p>2 第6条第6項の規定にかかわらず、日当は、災害対策旅費又は被災地域に係る地方公共団体から災害対策基本法第32条第1項に規定する災害派遣手当（以下「災害派遣手当」という。）を支給される職員には、支給しない。</p> <p>(宿泊料及び食卓料)</p> <p><b>第16条</b> 宿泊料及び食卓料の額は、別表第2に掲げる定額とする。</p> <p>(移転料)</p> <p><b>第16条の2</b> 移転料の額は、次に掲げる額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第3の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴</p>

改正後	改正前
	<p>任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>（災害対策旅費）</p> <p><b>第16条の3</b> 災害対策旅費の額は、1日につき3,970円とする。</p> <p>2 第6条第10項の規定にかかわらず、災害対策旅費は、被災地域に係る地方公共団体から災害派遣手当を支給される職員には、支給しない。</p> <p>（退職者等の旅費）</p> <p><b>第17条</b> 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となつた場合に支給する旅費は、退職等となつた日にいた地から旧勤務場所までの前職務相当の旅費とする。</p> <p>（遺族の旅費）</p> <p><b>第18条</b> 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、その死亡した地から旧勤務場所までの往復に要する前職相当の旅費とする。</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序によるものとする。ただし、同順位者が</p>

改正後	改正前
<p>(旅費の調整)</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には<u>不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>4 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して<u>定める旅費を支給することができる。</u></p> <p>(旅費の返納)</p> <p><b>第8条</b> 旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p>	<p><u>ある場合には、年長者を先にするものとする。</u></p> <p><b>第3章 外国旅行の旅費</b> (外国旅行)</p> <p><b>第19条</b> 外国に旅行する場合の旅費については、<u>国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。</u></p> <p><b>第4章 雑則</b> (旅費の調整)</p> <p><b>第20条</b> 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、<u>その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2～3 略</p>

改正後	改正前
3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。	
<b>第9条</b> 略	<b>第21条</b> 略

別表第1から別表第3までを削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の門真市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の門真市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

## 議案第14号

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について

一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

国家公務員に準じ、失業者に対する退職手当の支給要件の見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p><b>第10条</b></p> <p>1～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>12～13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p><b>第10条</b></p> <p>1～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>12～13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支</u></p>

改正後	改正前
<p>15～17 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (失業者の退職手当の特例)</p> <p>16 <u>令和9年3月31日以前</u>に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (失業者の退職手当の特例)</p> <p>16 <u>令和7年3月31日以前</u>に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一般職の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 議案第15号

門真市手数料条例及び門真市建築基準法施行条例の一部改正に  
ついて

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）及び門真市建築基準法施行条例（平成12年門真市条例第32号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、省エネ基準適合義務対象建築物の拡大等による判定等に係る手数料を追加するほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例及び門真市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(門真市手数料条例の一部改正)

第1条 門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表第2</b> （第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表及び付表1から付表6までにおいて「法」という。） 関係事務手数料表 略 備考 略			<b>別表第2</b> （第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表及び付表1から付表6までにおいて「法」という。） 関係事務手数料表 略 備考 略		
付表1 略			付表1 略		
付表2 構造計算適合性判定を要しない建築基準関係規定適合審査手数料表			付表2 構造計算適合性判定を要しない建築基準関係規定適合審査手数料表		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	<u>38,000円</u>	1	100平方メートル以下のもの	<u>33,000円</u>
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>50,000円</u>	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>44,000円</u>
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	<u>72,000円</u>	3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	<u>60,000円</u>
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>97,000円</u>	4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	<u>87,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>130,000円</u>	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	<u>116,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>307,000円</u>	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	<u>275,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>524,000円</u>	7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	<u>470,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>814,000円</u>	8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>730,000円</u>
備考			備考		

改正後	改正前
<p>1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）          当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積</p> <p>(3) 大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）          大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）又は建築物の移転（以下「大規模の修繕等」という。）をする場合          大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗</p>	<p>1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）          当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積。<u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積</u>  <u>ア 既存建築物について、平成12年6月1日以後に建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）があった場合</u>  <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u></p> <p>(3) 大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）          大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）又は建築物の移転（以下「大規模の修繕等」という。）をする場合          大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗</p>

改正後	改正前																																										
<p>じて得た面積を合算した面積</p> <p>(4) <u>建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付(以下「確認済証の交付」という。)</u>を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築し、大規模の修繕等をする場合 次に掲げる床面積を合算した面積</p> <p>ア～イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>じて得た面積を合算した面積。<u>ただし、既存建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1</u></p> <p>(4) <u>確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築し、大規模の修繕等をする場合次に掲げる床面積を合算した面積</u></p> <p>ア～イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>この表に定める額は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。</u></p> <p>4 略</p>																																										
<p><b>付表3</b></p> <p>構造計算適合性判定を要する建築基準関係規定適合審査手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>41,300円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>53,300円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの</td> <td>75,300円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>100,300円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>133,300円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>310,300円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	41,300円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	53,300円	3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	75,300円	4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	100,300円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	133,300円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	310,300円	<p><b>付表3</b></p> <p>構造計算適合性判定を要する建築基準関係規定適合審査手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>36,300円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>47,300円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</td> <td>63,300円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>90,300円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>119,300円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>278,300円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	36,300円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	47,300円	3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	63,300円	4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	90,300円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	119,300円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	278,300円
項	床面積の合計	金額																																									
1	100平方メートル以下のもの	41,300円																																									
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	53,300円																																									
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	75,300円																																									
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	100,300円																																									
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	133,300円																																									
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	310,300円																																									
項	床面積の合計	金額																																									
1	100平方メートル以下のもの	36,300円																																									
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	47,300円																																									
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	63,300円																																									
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	90,300円																																									
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	119,300円																																									
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	278,300円																																									

改正後			改正前		
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	527,300円	7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	473,300円
8	50,000平方メートルを超えるもの	817,300円	8	50,000平方メートルを超えるもの	733,300円
備考 略			備考 略		
付表4 略			付表4 略		
付表5 昇降機に係る建築基準関係規定 適合審査手数料表			付表5 昇降機に係る建築基準関係規定 適合審査手数料表		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	昇降機を設置する場合	24,000円(小荷物専用昇降機にあっては、13,000円)	1	昇降機を設置する場合	21,000円(小荷物専用昇降機にあっては、11,000円)
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円(小荷物専用昇降機にあっては、10,000円)	2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	13,000円(小荷物専用昇降機にあっては、9,000円)
備考 この表に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。			備考 1 この表に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。 2 付表2の備考3の規定は、この表について適用する。		
付表6 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料表			付表6 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料表		
略			略		
備考 付表1の備考2の規定は、この表について適用する。			備考 付表1の備考3の規定は、この表について適用する。		
別表第3(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表及び付表1から付表5までにおいて「法」という。)関係事務手数料表			別表第3(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表及び付表1から付表5までにおいて「法」という。)関係事務手数料表		
略			略		
備考 略			備考 略		

改正後				改正前					
付表 1 低炭素建築物新築等計画認定関係申請手数料表				付表 1 低炭素建築物新築等計画認定関係申請手数料表					
項	区分		金額	項	区分		金額		
	認定の申請又は軽微な変更に関する書面の交付に係る建築物	認定又は軽微な変更に関する書面の交付に係る建築物			認定の申請又は軽微な変更に関する書面の交付に係る建築物	認定又は軽微な変更に関する書面の交付に係る建築物			
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「技術的基準」という。）に適合すると認められたものは登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に関する書面の交付に係る建築物	300平方メートル未満のもの	11,300円	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「技術的基準」という。）に適合すると認められたものは登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に関する書面の交付に係る建築物	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上	147,400円				5,000平方メートル以上	144,900円

改正後				改正前			
		10,000平方メートル未満のもの				10,000平方メートル未満のもの	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>186,100円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>182,900円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>232,500円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>228,600円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>325,300円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>319,900円</u>
その	モデル	300平方メートル未満のもの	<u>103,400円</u>	その	モデル	300平方メートル未満のもの	<u>101,500円</u>
他の	建物			他の	建物		
もの	物法			もの	物法		
	によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>130,800円</u>		によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>128,600円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>171,400円</u>			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>168,500円</u>
		2,000平方メートル以上5,000	<u>275,800円</u>			2,000平方メートル以上5,000	<u>271,200円</u>

改正後				改正前			
		平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>359,300円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>353,400円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>431,300円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>424,200円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>505,500円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>497,300円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>654,000円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>643,400円</u>
	その他	300平方メートル未満のもの	<u>265,800円</u>		その他	300平方メートル未満のもの	<u>261,300円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>332,300円</u>			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>326,800円</u>
		1,000平方メートル以上2,000	<u>428,200円</u>			1,000平方メートル以上2,000	<u>421,200円</u>

改正後				改正前			
			平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>609,900円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>750,600円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>886,700円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>1,011,300円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
			50,000平方メートル以上のもの	<u>1,260,300円</u>			50,000平方メートル以上のもの
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの		<u>5,900円</u>	2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの
							<u>5,600円</u>

改正後				改正前			
		その誘導200平方	22,900円			その誘導200平方	22,400円
		他の仕様メートル				他の仕様メートル	
		もの基準未満のもの				もの基準未満のもの	
		によるもの				によるもの	
		200平方	24,500円			200平方	23,900円
		メートル				メートル	
		以上のもの				以上のもの	
		の				の	
		誘導200平方	32,200円				
		基準メートル					
		併用未満のもの					
		法にの					
		よる200平方	35,300円				
		ものメートル					
		以上のもの					
		の					
		その200平方	42,300円			その200平方	41,400円
		他のメートル				他のメートル	
		もの未満のもの				もの未満のもの	
		の				の	
		200平方	46,900円			200平方	46,000円
		メートル				メートル	
		以上のもの				以上のもの	
		の				の	
3	共同住宅等	登録住宅300平方	11,300円	3	共同住宅等	登録住宅300平方	11,000円
		性能評価メートル				性能評価メートル	
		機関等が未満のもの				機関等が未満のもの	
		技術的基の				技術的基の	
		準に適合300平方	23,700円			準に適合300平方	23,200円
		すると認められたもの				すると認められたもの	
		以上2,000				以上2,000	
		平方メートル未満				平方メートル未満	
		のもの				のもの	
		2,000平方	52,300円			2,000平方	51,400円
		メートル				メートル	
		以上5,000				以上5,000	
		平方メートル未満				平方メートル未満	
		のもの				のもの	
		5,000平方	93,300円			5,000平方	91,800円

改正後			改正前		
		メートル以上 10,000平方メートル未満のもの			メートル以上 10,000平方メートル未満のもの
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	<u>149,800円</u>		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	<u>226,300円</u>		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの
		50,000平方メートル以上のもの	<u>343,100円</u>		50,000平方メートル以上のもの
その 他の もの	誘導 仕様の 基準に よるも の	300平方メートル未満のもの	<u>40,700円</u>	その 他の もの	誘導 仕様の 基準に よるも の
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>68,500円</u>		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>121,900円</u>		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
		5,000平方	<u>183,000円</u>		5,000平方
					<u>39,900円</u>
					<u>67,300円</u>
					<u>119,900円</u>
					<u>180,100円</u>

改正後				改正前			
		メートル以上 10,000平方メートル未満のもの				メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	333,800円			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	328,800円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	562,700円			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	554,600円
		50,000平方メートル以上のもの	985,000円			50,000平方メートル以上のもの	971,100円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円				
		2,000平方メートル未満のもの					
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円				
		5,000平方	254,900円				

改正後				改正前			
		メートル以上					
		10,000平方メートル未満のもの					
		10,000平方メートル以上	487,700円				
		25,000平方メートル未満のもの					
		25,000平方メートル以上	848,100円				
		50,000平方メートル未満のもの					
		50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円				
その	300平方	メートル	82,500円	その	300平方	メートル	81,000円
他の	メートル	未満のもの		他の	メートル	未満のもの	
もの	300平方	メートル	135,800円	もの	300平方	メートル	133,500円
	以上2,000	平方メートル			以上2,000	平方メートル	
	平方メートル	未満のもの			平方メートル	未満のもの	
	2,000平方	メートル	229,400円		2,000平方	メートル	225,600円
	以上5,000	平方メートル			以上5,000	平方メートル	
	平方メートル	未満のもの			平方メートル	未満のもの	
	5,000平方		327,600円		5,000平方		322,400円

改正後				改正前			
			メートル以上 10,000平方メートル未満のもの				メートル以上 10,000平方メートル未満のもの
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	642,400円			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの
			50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円			50,000平方メートル以上のもの

備考

1～3 略

4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる建築物に係る認定等の場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

備考

1～3 略

4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる建築物に係る認定等の場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る場合 登録住宅性能評価機関

改正後	改正前																														
<p>(3) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。備考7において同じ。）に係る場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽微な変更<sup>1</sup>に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の場合 当該交付に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一でない場合は、その床面積の合計</p> <p>6～8 略</p> <p>9 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及び省令第10条第2号ロ(2)又は省令第10条第2号イ(2)及び省令第10条第2号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。</p>	<p>(3) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。<u>備考5及び備考7</u>において同じ。）に係る場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関<u>であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの</u></p> <p>5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽微な変更<sup>1</sup>に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の場合 当該交付に係る部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。</u>）の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一でない場合は、その床面積の合計</p> <p>6～8 略</p>																														
<p>付表2 構造計算適合性判定を要しない 建築基準関係規定適合審査手数料表</p> <table border="1" data-bbox="180 1727 794 2098"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>97,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	38,000円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円	3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	72,000円	4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	97,000円	<p>付表2 構造計算適合性判定を要しない 建築基準関係規定適合審査手数料表</p> <table border="1" data-bbox="823 1727 1445 2098"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>87,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	33,000円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000円	3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	60,000円	4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	87,000円
項	床面積の合計	金額																													
1	100平方メートル以下のもの	38,000円																													
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円																													
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	72,000円																													
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	97,000円																													
項	床面積の合計	金額																													
1	100平方メートル以下のもの	33,000円																													
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000円																													
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	60,000円																													
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	87,000円																													

改正後			改正前		
	の			の	
5	1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のもの	130,000円	5	1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のもの	116,000円
6	2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のもの	307,000円	6	2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のもの	275,000円
7	10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以下のもの	524,000円	7	10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以下のもの	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円	8	50,000平方メートルを超えるもの	730,000円
備考			備考		
<p>1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積</p>			<p>1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積。<u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積</u> <u>ア 既存建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合</u> <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u></p>		

改正後		改正前			
<p>(3) 大規模の修繕等をする場合 大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>		<p>(3) 大規模の修繕等をする場合 大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積。<u>ただし、既存建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>この表に定める額は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。</u></p> <p>4 略</p>			
<p>付表3 構造計算適合性判定を要する建築基準関係規定適合審査手数料表</p>		<p>付表3 構造計算適合性判定を要する建築基準関係規定適合審査手数料表</p>			
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100平方メートル以下のもの	41,300円	1	100平方メートル以下のもの	36,300円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	53,300円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	47,300円
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	75,300円	3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	63,300円
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	100,300円	4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	90,300円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	133,300円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	119,300円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	310,300円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	278,300円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	527,300円	7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	473,300円

改正後			改正前		
	の			の	
8	50,000平方メートルを超えるもの	817,300円	8	50,000平方メートルを超えるもの	733,300円
備考 略			備考 略		
付表4 略			付表4 略		
付表5 昇降機に係る建築基準関係規定 適合審査手数料表			付表5 昇降機に係る建築基準関係規定 適合審査手数料表		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	昇降機を設置する場合	24,000円(小荷物専用昇降機にあっては、13,000円)	1	昇降機を設置する場合	21,000円(小荷物専用昇降機にあっては、11,000円)
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円(小荷物専用昇降機にあっては、10,000円)	2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	13,000円(小荷物専用昇降機にあっては、9,000円)
備考 この表に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。			備考 1 この表に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。 2 付表2の備考3の規定は、この表について適用する。		
別表第4(第2条関係) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表及び付表1から付表6までにおいて「法」という。)関係事務手数料表			別表第4(第2条関係) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表及び付表1から付表7までにおいて「法」という。)関係事務手数料表		
項	事務の区分	金額	項	事務の区分	金額
1	法第11条第1項若しくは法第12条第2項の規定に基づく判定又は法第11条第2項若しくは法第12条第3項の規定に基づく変更の判定に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更	略	1	法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定に基づく判定又は法第12条第2項若しくは法第13条第3項の規定に基づく非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令	略



改正後			改正前		
	ギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)に対する審査			ギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)に対する審査	
4	法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査	略	4	法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査	略
5	法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書面の交付	略	5	法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	付表7に定める額
	備考 略			備考 略	

付表 1

建築物エネルギー消費性能適合判定関係手数料表

項	判定又は軽微な変更	評価方法	床面積の合	金額
1	住宅建築物	軽微な変更	300平方メートル未満のもの	22,100円
	住宅建築物	軽微な変更	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円

付表 1

建築物エネルギー消費性能適合判定関係手数料表

項	判定又は軽微な変更	評価方法	床面積の合	金額
1	住宅建築物	軽微な変更	300平方メートル未満のもの	21,600円
	住宅建築物	軽微な変更	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円

改正後			改正前		
ことを証する書面の交付に係る建築物の用途が工場等のみのも	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>43,800円</u>	ことを証する書面の交付に係る建築物の用途が工場等のみのも	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>43,000円</u>
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>110,300円</u>		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>108,400円</u>
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>166,000円</u>		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>163,200円</u>
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>206,200円</u>		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>202,800円</u>
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>255,700円</u>		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>251,500円</u>
	50,000平方メートル以上のもの	<u>355,500円</u>		50,000平方メートル以上のもの	<u>349,700円</u>
	その他の評価方法によるもの			その他の評価方法によるもの	
	300平方メートル未満のもの	<u>26,800円</u>		300平方メートル未満のもの	<u>26,200円</u>
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>36,100円</u>	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>35,400円</u>		
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>50,000円</u>	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>49,100円</u>		

改正後				改正前			
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>118,000円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>116,000円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>174,500円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>171,600円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>215,500円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>211,900円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>266,500円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>262,100円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>368,600円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>362,600円</u>
	その評価方法がモ	300平方メートル未満のもの	<u>101,000円</u>		その評価方法がモ	300平方メートル未満のもの	<u>99,200円</u>
	デル建物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>128,500円</u>		デル建物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>126,300円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>169,100円</u>			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>166,200円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>273,500円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>269,000円</u>

改正後		改正前			
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>357,000円</u>	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>351,100円</u>	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>428,900円</u>	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>421,900円</u>	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>503,200円</u>	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>495,000円</u>	
	50,000平方メートル以上のもの	<u>651,600円</u>	50,000平方メートル以上のもの	<u>641,100円</u>	
その他の評価方法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>263,400円</u>	その他の評価方法によるもの	300平方メートル未満のもの	<u>259,000円</u>
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>329,900円</u>		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>324,500円</u>
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>425,800円</u>		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>418,900円</u>
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>607,600円</u>		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>597,700円</u>
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>748,300円</u>		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>736,200円</u>

改正後				改正前				
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円			50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
2	一戸建て住宅	仕様	200平方メートル未満のもの	20,600円				
		基準によるもの	200平方メートル以上のもの	22,100円				
		併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円				
			200平方メートル以上のもの	33,000円				
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円				
			200平方メートル以上のもの	44,600円				
3	共同住宅等	仕様	300平方メートル未満のもの	38,400円				
		基準によるもの	300平方メートル以上のもの	66,200円				
			2,000平方メートル未満のもの					
			2,000平方メートル以上のもの	119,600円				

改正後				改正前			
		上5,000平方メートル未満のもの					
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円				
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円				
	併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円				
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円				
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円				
		10,000平方メートル以上	485,400円				

改正後			改正前		
	上25,000平方メートル未満のもの				
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円			
	50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円			
その他	300平方メートル未満のもの	80,200円			
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円			
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円			
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円			
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円			
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円			
	50,000平方メートル以上	2,080,000円			

改正後				改正前			
		上のもの					
4	判定（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。以下この項において同じ。）を受けており、かつ、判定を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー	300平方メートル未満のもの	11,300円	2	判定（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。以下この項において同じ。）を受けており、かつ、判定を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー		
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円			1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円			50,000平方メートル以上のもの	319,900円

改正後			改正前		
<p>ギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係る判定に限る。)を受けようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物</p>			<p>ギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係る判定に限る。)を受けようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物</p>		
<p>備考</p> <p>1 「非住宅建築物」とは、住宅(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。))をいう。以下この表の備考において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 「共同住宅等」とは、共同住宅、長</p>			<p>備考</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>_____</p>		

改正後	改正前
<p><u>屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</u></p> <p>6 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p> <p>(1) 判定の申請に係る建築物の場合  当該判定の申請に係る部分の床面積の合計。ただし、<u>法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく変更の判定（当該変更の判定に係る建築物の評価方法が直近の判定（当該直近の判定を門真市がした場合に限る。）に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）の申請をする場合</u>にあっては、当該変更の判定の申請に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の判定が直近の判定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積）</p> <p>(2) 軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物</p>	<p>4 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p> <p>(1) 判定の申請に係る建築物の場合  当該判定の申請に係る部分の床面積（<u>増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下「増築等」という。）の判定であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下「設計一次エネルギー消費量」という。）及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）</u>の合計。ただし、<u>法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく変更の判定（当該変更の判定に係る建築物の評価方法が直近の判定（当該直近の判定を門真市がした場合に限る。）に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）の申請をする場合</u>にあっては、当該変更の判定の申請に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の判定が直近の判定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積）</p> <p>(2) 軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物</p>

改正後	改正前
<p>の場合 当該交付に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の直近の判定を登録建築物エネルギー消費性能判定機関がした場合は、その床面積の合計</p> <p>7 略</p> <p>8 「仕様基準」とは、省令第1条第2号イ(2)及び省令第1条第2号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。</p> <p>9 「併用法」とは、省令第1条第2号イ(1)及び省令第1条第2号ロ(2)又は省令第1条第2号イ(2)及び省令第1条第2号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。</p> <p>10 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。)にあつては、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなし、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなし、この表の第2欄及び第3欄に掲げる区分に応じ、同表の第4欄に定める金額を合算した額とする。</p>	<p>の場合 当該交付に係る部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。)の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の直近の判定を登録建築物エネルギー消費性能判定機関がした場合は、その床面積の合計</p> <p>5 略</p>

付表2

建築物エネルギー消費性能向上  
計画認定関係申請手数料表

項	区分			金額
	認定の申請又は軽微な変更	認定又は軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に	軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に	
			床面積の合計	

付表2

建築物エネルギー消費性能向上  
計画認定関係申請手数料表

項	区分			金額
	認定の申請又は軽微な変更	認定又は軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に	軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に	
			床面積の合計	

改正後				改正前					
	を証する書面の交付に係る建築物	係る建築物の評価方法			を証する書面の交付に係る建築物	係る建築物の評価方法			
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価	300平方メートル	11,300円	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価	300平方メートル	11,000円
		機関等が未満のもの	第30条				機関等が未満のもの	第35条	
		第1項各号に掲げる基準	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円			第1項各号に掲げる基準	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		(以下「性能向上基準」という。)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円			(以下「性能向上基準」という。)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		に適合すると認められたものは登録住宅性能評価機関等が軽微な変更	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円			に適合すると認められたものは登録住宅性能評価機関等が軽微な変更	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		に該当すると認められたもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円			に該当すると認められたもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円

改正後				改正前			
		25,000平方メートル以上	<u>232,500円</u>			25,000平方メートル以上	<u>228,600円</u>
		50,000平方メートル未満のもの				50,000平方メートル未満のもの	
		50,000平方メートル以上のもの	<u>325,300円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>319,900円</u>
その 他の もの	モデル ビル 物法 によ るも の	300平方メートル未満のもの	<u>101,000円</u>	その 他の もの	モデル ビル 物法 によ るも の	300平方メートル未満のもの	<u>99,200円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>128,500円</u>			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>126,300円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>169,100円</u>			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>166,200円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>273,500円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>269,000円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>357,000円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>351,100円</u>
		10,000平方	<u>428,900円</u>			10,000平方	<u>421,900円</u>

改正後				改正前			
		方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの				方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	<u>503,200円</u>			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	<u>495,000円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>651,600円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>641,100円</u>
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>263,400円</u>		その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>259,000円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>329,900円</u>			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>324,500円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>425,800円</u>			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>418,900円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>607,600円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>597,700円</u>
		5,000平方メートル	<u>748,300円</u>			5,000平方メートル	<u>736,200円</u>

改正後				改正前			
			以上 10,000平方メートル未満のもの				以上 10,000平方メートル未満のもの
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	<u>884,400円</u>			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	<u>1,008,900円</u>			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの
			50,000平方メートル以上のもの	<u>1,257,900円</u>			50,000平方メートル以上のもの
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの		<u>5,900円</u>	2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの
		その他のもの	誘導基準によるもの	200平方メートル未満のもの	<u>20,600円</u>		その他のもの
			るもの	200平方メートル以上のもの	<u>22,100円</u>		
			誘導基準	200平方メートル	<u>29,900円</u>		

改正後				改正前					
		併用 法に よる もの	未満のも の 200平方 メートル 以上のも の						
			33,000円						
		その 他の もの	200平方 メートル 未満のも の			その 他の もの	200平方 メートル 未満のも の		
			39,900円				39,100円		
			200平方 メートル 以上のも の				200平方 メートル 以上のも の		
			44,600円				43,700円		
3	共同住 宅等	登録住宅 性能評価 機関等が 性能向上 基準に適 合すると 認めたも の	300平方 メートル 未満のも の	11,300円	3	共同住 宅等	登録住宅 性能評価 機関等が 性能向上 基準に適 合すると 認めたも の	300平方 メートル 未満のも の	11,000円
			23,700円					23,200円	
			2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	52,300円				2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	51,400円
			5,000平方 メートル 以上 10,000平 方メー トル未満 のもの	93,300円				5,000平方 メートル 以上 10,000平 方メー トル未満 のもの	91,800円
			10,000平 方メー トル以上 25,000平	149,800円				10,000平 方メー トル以上 25,000平	147,700円

改正後				改正前			
		方メートル未満のもの				方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>226,300円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>223,500円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>343,100円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>339,400円</u>
その誘導 他の仕様 もの基準 によるもの	300平方 メートル 未満のも の	300平方メートル未満のもの	<u>38,400円</u>	その誘導 他の仕様 もの基準 によるもの	300平方 メートル 未満のも の	300平方メートル未満のもの	<u>37,600円</u>
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>66,200円</u>			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>65,000円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>119,600円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>117,600円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>180,700円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>177,800円</u>
		10,000平方メートル以上のもの	<u>331,500円</u>			10,000平方メートル以上のもの	<u>326,500円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	

改正後				改正前			
		方メートル未満のもの				方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円			50,000平方メートル以上のもの	968,800円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円				
		以上2,000平方メートル未満のもの					
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円				
		25,000平方メートル以上のもの					

改正後				改正前			
		方メートル未満のもの					
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円				
		50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円				
その	300平方	メートル未満のもの	80,200円	その	300平方	メートル未満のもの	78,700円
他の	300平方	メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円	他の	300平方	メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
もの	2,000平方	メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円		2,000平方	メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
	5,000平方	メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円		5,000平方	メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
	10,000平方	メートル以上25,000平方	640,100円		10,000平方	メートル以上25,000平方	630,100円

改正後					改正前				
			方メートル未満のもの				方メートル未満のもの		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円	
			50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円			50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円	
備考					備考				
<p>1 「非住宅建築物」とは、<u>住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）をいう。以下この表の備考において同じ。）</u>以外の用途のみに供する建築物をいう。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる建築物に係る認定等の場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関</u></p> <p>(3) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。備考7において同じ。）に係る場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p>5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p>					<p>1 「非住宅建築物」とは、<u>人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）</u>（以下この表の備考において「住宅」という。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表の備考において同じ。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる建築物に係る認定等の場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る場合 <u>登録住宅性能評価機関</u></p> <p>(3) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。<u>備考5及び備考7において同じ。</u>）に係る場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの</u></p> <p>5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p>				

改正後	改正前
<p>(1) 認定の申請に係る建築物の場合  当該認定の申請に係る部分の床面積の合計。ただし、<u>法第31条第1項の規定に基づく変更の認定（当該変更の認定に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）</u>の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の認定が直近の認定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積）</p>	<p>(1) 認定の申請に係る建築物の場合  当該認定の申請に係る部分の床面積（<u>共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する場合（以下この号において「共同住宅等の共用部分</u>を評価しない場合」という。）については、<u>当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>）の合計。ただし、<u>法第36条第1項の規定に基づく変更の認定（当該変更の認定に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）</u>の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積（<u>共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>）の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の認定が直近の認定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積（<u>共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>）の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積（<u>共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面</u></p>

改正後	改正前																																										
<p>(2) 軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の場合</sup> 当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに当該交付に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一でない場合は、その床面積の合計</p> <p>6 付表1の備考7の規定は、この表について適用する。</p> <p>7～8 略</p> <p>9 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及び省令第10条第2号ロ(2)又は省令第10条第2号イ(2)及び省令第10条第2号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。</p>	<p>積を除いた床面積)の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積)</p> <p>(2) 軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の場合</sup> 当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに当該交付に係る部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。)の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積。ただし、当該交付に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一でない場合は、その床面積の合計</p> <p>6 付表1の備考5の規定は、この表について適用する。</p> <p>7～8 略</p>																																										
<p>付表3 構造計算適合性判定を要しない 建築基準関係規定適合審査手数料表</p>	<p>付表3 構造計算適合性判定を要しない 建築基準関係規定適合審査手数料表</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>97,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>307,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	38,000円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円	3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	72,000円	4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	97,000円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	130,000円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	307,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>116,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>275,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	33,000円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000円	3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	60,000円	4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	87,000円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	116,000円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	275,000円
項	床面積の合計	金額																																									
1	100平方メートル以下のもの	38,000円																																									
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円																																									
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	72,000円																																									
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	97,000円																																									
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	130,000円																																									
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	307,000円																																									
項	床面積の合計	金額																																									
1	100平方メートル以下のもの	33,000円																																									
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000円																																									
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	60,000円																																									
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	87,000円																																									
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	116,000円																																									
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	275,000円																																									

改正後			改正前		
	の			の	
7	10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以下のもの	524,000円	7	10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以下のもの	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円	8	50,000平方メートルを超えるもの	730,000円
備考			備考		
<p>1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積</p> <p>(3) 大規模の修繕等をする場合 大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積</p>			<p>1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積。<u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積</u> <u>ア 既存建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合</u> <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u></p> <p>(3) 大規模の修繕等をする場合 大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積。<u>ただし、既存建築物について、</u></p>		

改正後	改正前																																																						
<p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 付表1の備考7の規定は、この表について適用する。</p>	<p>平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この表に定める額は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。</p> <p>4 付表1の備考3の規定は、この表について適用する。</p>																																																						
<p>付表4</p> <p>構造計算適合性判定を要する建築基準関係規定適合審査手数料表</p>	<p>付表4</p> <p>構造計算適合性判定を要する建築基準関係規定適合審査手数料表</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>41,300円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>53,300円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの</td> <td>75,300円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>100,300円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>133,300円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>310,300円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの</td> <td>527,300円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td>817,300円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	41,300円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	53,300円	3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	75,300円	4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	100,300円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	133,300円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	310,300円	7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	527,300円	8	50,000平方メートルを超えるもの	817,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td>36,300円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td>47,300円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</td> <td>63,300円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td>90,300円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td>119,300円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td>278,300円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの</td> <td>473,300円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td>733,300円</td> </tr> </tbody> </table>	項	床面積の合計	金額	1	100平方メートル以下のもの	36,300円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	47,300円	3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	63,300円	4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	90,300円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	119,300円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	278,300円	7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	473,300円	8	50,000平方メートルを超えるもの	733,300円
項	床面積の合計	金額																																																					
1	100平方メートル以下のもの	41,300円																																																					
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	53,300円																																																					
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	75,300円																																																					
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	100,300円																																																					
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	133,300円																																																					
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	310,300円																																																					
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	527,300円																																																					
8	50,000平方メートルを超えるもの	817,300円																																																					
項	床面積の合計	金額																																																					
1	100平方メートル以下のもの	36,300円																																																					
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	47,300円																																																					
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	63,300円																																																					
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	90,300円																																																					
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	119,300円																																																					
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	278,300円																																																					
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	473,300円																																																					
8	50,000平方メートルを超えるもの	733,300円																																																					
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>																																																						

改正後		改正前																			
<b>付表 5</b> 構造計算適合性判定審査手数料表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> 備考 1～2 略 3 付表 1 の備考 7 の規定は、この表について適用する。		略	<b>付表 5</b> 構造計算適合性判定審査手数料表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> 備考 1～2 略 3 付表 1 の備考 3 の規定は、この表について適用する。		略																
略																					
略																					
<b>付表 6</b> 昇降機に係る建築基準関係規定適合審査手数料表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昇降機を設置する場合</td> <td>24,000円（小荷物専用昇降機にあっては、<u>13,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合</td> <td>15,000円（小荷物専用昇降機にあっては、<u>10,000円</u>）</td> </tr> </tbody> </table> 備考 この表に定める額は、1 の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。		項	区分	金額	1	昇降機を設置する場合	24,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>13,000円</u> ）	2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>10,000円</u> ）	<b>付表 6</b> 昇降機に係る建築基準関係規定適合審査手数料表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昇降機を設置する場合</td> <td>21,000円（小荷物専用昇降機にあっては、<u>11,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合</td> <td>13,000円（小荷物専用昇降機にあっては、<u>9,000円</u>）</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 この表に定める額は、1 の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。 2 付表 3 の備考 3 の規定は、この表について適用する。		項	区分	金額	1	昇降機を設置する場合	21,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>11,000円</u> ）	2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	13,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>9,000円</u> ）
項	区分	金額																			
1	昇降機を設置する場合	24,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>13,000円</u> ）																			
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>10,000円</u> ）																			
項	区分	金額																			
1	昇降機を設置する場合	21,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>11,000円</u> ）																			
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	13,000円（小荷物専用昇降機にあっては、 <u>9,000円</u> ）																			
		<b>付表 7</b> 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>認定の申請をしようとする建築物</th> <th>認定に係る評価方法</th> <th>床面積の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>非住宅建築物</td> <td>登録住宅性能評価機関等が満足のもの</td> <td>300平方メートル未満</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建</td> <td>300平方メートル以</td> <td>19,000円</td> </tr> </tbody> </table>		項	区分		金額	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	床面積の合計	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が満足のもの	300平方メートル未満	11,000円			法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建	300平方メートル以	19,000円	
項	区分		金額																		
	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法		床面積の合計																	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が満足のもの	300平方メートル未満	11,000円																	
		法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建	300平方メートル以	19,000円																	

改正後	改正前				
			建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるものの	未満のもの	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円	
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円	
			そのモデル建築物の	300平方メートル未満のもの	99,200円
			によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル	166,200円

改正後	改正前				
				未満のもの	
				2,000平方	269,000円
				メートル以	
				上5,000平	
				方メートル	
				未満のもの	
				5,000平方	351,100円
				メートル以	
				上10,000平	
				方メートル	
				未満のもの	
				10,000平方	421,900円
				メートル以	
				上25,000平	
				方メートル	
				未満のもの	
25,000平方	495,000円				
メートル以					
上50,000平					
方メートル					
未満のもの					
50,000平方	641,100円				
メートル以					
上のもの					
その300平方	259,000円				
他のメートル未					
満のもの					
300平方	324,500円				
メートル以					
上1,000平					
方メートル					
未満のもの					
1,000平方	418,900円				
メートル以					
上2,000平					
方メートル					
未満のもの					
2,000平方	597,700円				
メートル以					
上5,000平					
方メートル					

改正後		改正前			
				未満のもの	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
	2	一戸建	登録住宅		5,600円
		ての住	性能評価		
		宅	機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの		
			その仕様	200平方メートル未	20,100円
			他の基準	満のもの	
			もの等に		
			よる	200平方	21,600円
			もの	メートルを	

改正後		改正前			
				以上のもの	
			その	200平方	39,100円
			他の	メートル未	
			もの	満のもの	
				200平方	43,700円
				メートルを	
				以上のもの	
	3	共同住	登録住宅	300平方	11,000円
		宅等	性能評価	メートル未	
			機関等が	満のもの	
			消費性能	300平方	23,100円
			基準に適	メートル以	
			合すると	上2,000平	
			認めたも	方メートル	
			の又は建	未満のもの	
			設住宅性	2,000平方	51,300円
			能評価書	メートル以	
			等により	上5,000平	
			消費性能	方メートル	
			基準に適	未満のもの	
			合するこ	5,000平方	91,600円
			とが確認	メートル以	
			できるも	上10,000平	
			の	方メートル	
				未満のもの	
				10,000平方	147,200円
				メートル以	
				上25,000平	
				方メートル	
				未満のもの	
				25,000平方	222,500円
				メートル以	
				上50,000平	
				方メートル	
				未満のもの	
				50,000平方	337,400円
				メートル以	
				上のもの	
			その仕様	300平方	37,600円
			他の基準	メートル未	
			もの等に	満のもの	

改正後	改正前		
		よる	3 0 0 平 方 65,000円
		もの	メートル以
			上2,000平
			方メートル
			未満のもの
			2,000 平 方
			メートル以
			上 5,000 平
			方メートル
			未満のもの
			5,000 平 方
			メートル以
			上10,000平
			方メートル
		未満のもの	
		10,000平方	
		メートル以	
		上25,000平	
		方メートル	
		未満のもの	
		25,000平方	
		メートル以	
		上50,000平	
		方メートル	
		未満のもの	
		50,000平方	
		メートル以	
		上のもの	
	その	3 0 0 平 方	
	他の	メートル未	
	もの	満のもの	
		3 0 0 平 方	
		メートル以	
		上 2,000 平	
		方メートル	
		未満のもの	
		2,000 平 方	
		メートル以	
		上 5,000 平	
		方メートル	
		未満のもの	

改正後	改正前			
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	319,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	629,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円
<p><u>備考</u></p> <p>1 付表1の備考3及び付表2の備考(備考3及び備考5を除く。)の規定は、この表について適用する。</p> <p>2 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。</p> <p>(1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)</p> <p>(2) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準</p> <p>(3) 省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準</p> <p>3 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積(共同住宅等の共用部分の評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当</p>				

改正後	改正前
	<p>該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。</p> <p>4 「適合判定通知書等」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。)</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面(以下「低炭素建築物新築等計画認定通知書」という。)</p> <p>5 「建設住宅性能評価書等」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 住宅品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書</p> <p>(3) 低炭素建築物新築等計画認定通知書</p>

(門真市建築基準法施行条例の一部改正)

**第2条** 門真市建築基準法施行条例(平成12年門真市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事監理者の選任の届出)</p> <p><b>第3条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定は、法第6条の2第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の確認を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは、「<u>指定確認検査機関</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(工事監理者の選任の届出)</p> <p><b>第3条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定は、法第6条の2第1項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の確認を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「<u>指定確認検査機関</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
3 第1項の規定は、 <u>国の機関の長等</u> が法第18条第2項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。） <u>の規定による通知をする場合</u> について準用する。	3 第1項の規定は、 <u>_____</u> 法第18条第2項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。） <u>に規定する国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合</u> について準用する。
4 第1項の規定は、 <u>国の機関の長等</u> が法第18条第4項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。） <u>の規定による通知をする場合</u> について準用する。この場合において、第1項中「市長」とあるのは、「 <u>指定確認検査機関</u> 」と読み替えるものとする。	

別表（第6条関係）

事務の区分	金額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知（以下「確認申請等」という。）に対する審査	付表1に定める額
法第6条第3項に定める建築主事等による確認又は審査は法第18条第5項に規定する建築主事等による同第1号	確認申請等に係る建築物の工事費の向うに等しい法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合性

別表（第6条関係）

事務の区分	金額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知（以下「確認申請等」という。）に対する審査	付表1に定める額
法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事等による法第6条第4項に規定する審査又は法第18条第3項に規定する審査（以下「構造計算適合性審査」という。）をしない場合	法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの同項ただし書に規定する建築主事等による法第6条第4項に規定する審査又は法第18条第3項に規定する審査（以下「構造計算適合性審査」という。）をしない場合

改正後		改正前	
若しくは	判定通知		
は第2	書、建築物		
号に規	のエネル		
定する	ギー消費性		
審査	能の向上等		
(以下	に関する法		
「構造	律施行規則		
計算適	(平成28年		
合性審	国土交通省		
査」と	令第5号。		
いう。)	以下「建築		
をしな	物省エネ法		
い場合	施行規則」		
	という。)		
	第24条第1		
	項の規定に		
	よる建築物		
	エネルギー		
	消費性能向		
	上計画(建		
	築物省エネ		
	法第29条第		
	1項に規定		
	する建築物		
	エネルギー		
	消費性能向		
	上計画をい		
	う。)の認		
	定の通知に		
	係る書面若		
	しくは都市		
	の低炭素化		
	の促進に関		
	する法律施		
	行規則(平		
	成24年国土		
	交通省令第		
	86号)第43		
	条第1項の		
	規定による		
	低炭素建築		

改正後			改正前		
	物新築等計 画（都市の 低炭素化の 促進に關す る法律（平 成24年法律 第84号）第 53条第1項 に規定する 低炭素建築 物新築等計 画をいう。） の認定の通 知に係る書 面又はそれ らの写しの 提出がない 場合に限 る。）にお ける建築物 省エネ法施 行規則第2 条第1項第 1号に掲げ る基準に適 合している ことを確認 する審査 （以下「省 エネ仕様規 定審査」と いう。）を しない場合	付表1に 定める額 に付表2 に定める 額を合算 した額			
構造計 算適合	省エネ仕様 規定審査を	付表1に 定める額	構造計算適合性審 査をする場合	付表1に 定める額	

改正後				改正前				
		性審査 をする 場合	しない場合	に付表3 に定める 額を合算 した額			に付表2 に定める 額を合算 した額	
			省エネ仕様 規定審査を する場合	付表1に 定める額 に付表2 に定める 額及び付 表3に定 める額を 合算した 額				
2	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知（以下「完了検査申請等」という。）に対する審査	建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は建築物省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（以下「要確認特定建築行為等」という。）でない場合 要確認特定建築行為等である場合	建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は建築物省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（以下「要確認特定建築行為等」という。）でない場合 要確認特定建築行為等である場合	付表4に定める額 に建築物ごとに付表5に定める額を合算した額	2	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事の完了の通知（以下「完了検査申請等」という。）に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）でない場合 特定建築行為である場合	付表3に定める額 に建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物ごとの付表4に定める額を合算した額
3	法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は法第18条第28項の規定に基づく			付表6に定める額	3	法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は法第18条第19項の規定に基づく		付表5に定める額

改正後		改正前	
	特定工程に係る工事の終了の通知（以下「中間検査申請等」という。）に対する審査		特定工程に係る工事の終了の通知（以下「中間検査申請等」という。）に対する審査
4	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請に対する審査	略	4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請に対する審査
） 略		） 略	
39	法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	付表7に定める額	39 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査
） 略		） 略	
42	法第87条の4において準用する確認申請等に対する審査	付表8に定める額	42 法第87条の4において準用する確認申請等に対する審査
43	法第87条の4において準用する完了検査申請等に対する審査	付表9に定める額	43 法第87条の4において準用する完了検査申請等に対する審査
44	法第88条第1項又は第2項において準用する確認申請等に対する審査	付表10に定める額	44 法第88条第1項又は第2項において準用する確認申請等に対する審査
45	法第88条第1項又は第2項において準用する完了検査申請等に対する審査	1の工作物ごとに14,000円	45 法第88条第1項又は第2項において準用する完了検査申請等に対する審査
） 略		） 略	

備考 略

備考 略

付表 1

確認申請等手数料表

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円

付表 1

確認申請等手数料表

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	33,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000円

改正後		改正前	
200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	72,000円	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	60,000円
300平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル</u> 以下のもの	97,000円	500平方メートルを超え、 <u>1,000平方メートル</u> 以下のもの	87,000円
1,000平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル</u> 以下のもの	130,000円	1,000平方メートルを超え、 <u>2,000平方メートル</u> 以下のもの	116,000円
2,000平方メートルを超え、 <u>10,000平方メートル</u> 以下のもの	307,000円	2,000平方メートルを超え、 <u>10,000平方メートル</u> 以下のもの	275,000円
10,000平方メートルを超え、 <u>50,000平方メートル</u> 以下のもの	524,000円	10,000平方メートルを超え、 <u>50,000平方メートル</u> 以下のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円	50,000平方メートルを超えるもの	730,000円
備考		備考	
1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。		1 この表の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。	
(1) 略		(1) 略	
(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積		(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、 <u>当該増築に係る部分の床面積ア 既存建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合</u>	
		<u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の</u>	

改正後	改正前								
<p>(3) 大規模の修繕、大規模の模様替、建築物の用途の変更又は建築物の移転（以下「大規模の修繕等」という。）をする場合 大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積</p> <p>(4) <u>法第6条第1項の確認済証の交付又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築し、大規模の修繕等をする場合 次に掲げる床面積を合算した面積</u> ア～イ 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 確認申請等に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、付表8に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。</u></p> <p><u>付表2</u> 省エネ仕様規定審査手数料表</p> <table border="1" data-bbox="185 2018 783 2060"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 2018 632 2060">区分</th> <th data-bbox="632 2018 783 2060">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額			<p><u>構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u></p> <p>(3) 大規模の修繕、大規模の模様替、建築物の用途の変更又は建築物の移転（以下「大規模の修繕等」という。）をする場合 大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1に、大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を合算した面積。<u>ただし、既存建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があつた場合は、大規模の修繕等に係る部分の床面積の2分の1</u></p> <p>(4) <u>確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築し、大規模の修繕等をする場合 次に掲げる床面積を合算した面積</u> ア～イ 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 この表に定める額は、書類又は図書のみにより確認申請等を行う場合に適用する額とし、磁気ディスク等により確認申請等を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減額する。</u></p> <p><u>4 確認申請等に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、付表7に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="831 2018 1430 2060"> <thead> <tr> <th> </th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				
区分	金額								

改正後			改正前		
建築物の用途	床面積の合計				
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円			
	200平方メートル以上のもの	22,100円			
共同住宅等	300平方メートル未満のもの	38,400円			
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円			
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円			
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円			
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円			
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円			
	50,000平方メートル以上のもの	982,600円			

備考

- この表の床面積の合計の算定方法は、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積を合算した面積をいう。
- 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

改正後	改正前																																																				
<p><b>付表 3</b> 略</p> <p><b>付表 4</b></p> <p style="text-align: center;">完了検査申請等手数料表</p> <p>1 法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">25,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">29,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">36,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">84,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">229,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">336,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">566,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 完了検査申請等に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、<u>付表9</u>に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。</p> <p>2 法第7条の3第1項の特定工程を含む場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">26,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">33,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	100平方メートル以下のもの	25,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	29,000円	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	36,000円	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	60,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	84,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	229,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	336,000円	50,000平方メートルを超えるもの	566,000円	床面積の合計	金額	100平方メートル以下のもの	22,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	26,000円	200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	33,000円	<p><b>付表 2</b> 略</p> <p><b>付表 3</b></p> <p style="text-align: center;">完了検査申請等手数料表</p> <p>1 法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">26,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">32,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">55,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">76,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">209,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">308,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">518,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 完了検査申請等に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、<u>付表8</u>に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。</p> <p>2 法第7条の3第1項の特定工程を含む場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">24,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	100平方メートル以下のもの	22,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	26,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	32,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	55,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	76,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	209,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	308,000円	50,000平方メートルを超えるもの	518,000円	床面積の合計	金額	100平方メートル以下のもの	20,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	24,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	30,000円
床面積の合計	金額																																																				
100平方メートル以下のもの	25,000円																																																				
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	29,000円																																																				
200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	36,000円																																																				
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	60,000円																																																				
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	84,000円																																																				
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	229,000円																																																				
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	336,000円																																																				
50,000平方メートルを超えるもの	566,000円																																																				
床面積の合計	金額																																																				
100平方メートル以下のもの	22,000円																																																				
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	26,000円																																																				
200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	33,000円																																																				
床面積の合計	金額																																																				
100平方メートル以下のもの	22,000円																																																				
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	26,000円																																																				
200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	32,000円																																																				
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	55,000円																																																				
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	76,000円																																																				
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	209,000円																																																				
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	308,000円																																																				
50,000平方メートルを超えるもの	518,000円																																																				
床面積の合計	金額																																																				
100平方メートル以下のもの	20,000円																																																				
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	24,000円																																																				
200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	30,000円																																																				

改正後		改正前	
300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以下のもの	57,000円	500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以下のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のもの	78,000円	1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のもの	218,000円	2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のもの	199,000円
10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以下のもの	315,000円	10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以下のもの	288,000円
50,000平方メートルを超え るもの	523,000円	50,000平方メートルを超え るもの	478,000円

備考 略

備考 略

付表 4

特定建築行為に係る完了検査  
申請等手数料表

区分		金額
建築物の用途	床面積の合計	
工場等のみの もの	1,000平方メー トル未満のもの	19,500円
	1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの	27,900円
	2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	70,200円
	5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	105,400円
	10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	131,600円
	25,000平方メー トル以上50,000	163,300円

改正後	改正前	
	平方メートル未 満のもの	
	50,000平方メー トル以上のもの	226,900円
その他のもの	1,000平方メー トル未満のもの	85,500円
	1,000平方メー トル以上2,000	112,800円
	平方メートル未 満のもの	
	2,000平方メー トル以上5,000	181,300円
	平方メートル未 満のもの	
	5,000平方メー トル以上10,000	235,400円
	平方メートル未 満のもの	
	10,000平方メー トル以上25,000	282,500円
	平方メートル未 満のもの	
	25,000平方メー トル以上50,000	331,500円
	平方メートル未 満のもの	
	50,000平方メー トル以上のもの	428,100円
	<p>備考</p> <p>1 「建築物の用途」とは、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</p> <p>2 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第11条第1項の規定により消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限</p>	

改正後	改正前																					
	<p>る。以下この項において同じ。)又は改築(以下「増築等」という。)をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。)の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項又は建築物省エネ法第36条第1項の規定により建築物の変更の認定を受け、かつ、これらの認定を建築物省エネ法第12条第3項の適合通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に当該増築する部分以外の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</p>																					
<p>付表5 要確認特定建築行為等に係る完了検査申請等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <th>建築物の用途</th> <th>床面積の合計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非住宅建築物</td> <td>工場等の300平方メートル未満のもの</td> <td>8,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額	建築物の用途	床面積の合計		非住宅建築物	工場等の300平方メートル未満のもの	8,900円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												
区分		金額																				
建築物の用途	床面積の合計																					
非住宅建築物	工場等の300平方メートル未満のもの	8,900円																				

改正後			改正前			
みのもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,100円				
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円				
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,600円				
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	110,700円				
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	138,200円				
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	171,700円				
	50,000平方メートル以上のもの	238,600円				
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	43,100円			
	みのもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500円			
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円			
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600円			
		5,000平方メートル以上のもの	239,300円			

改正後				改正前			
		トル以上10,000					
		平方メートル未					
		満のもの					
		10,000平方メー	287,600円				
		トル以上25,000					
		平方メートル未					
		満のもの					
		25,000平方メー	338,100円				
		トル以上50,000					
		平方メートル未					
		満のもの					
		50,000平方メー	437,700円				
		トル以上のもの					
一戸建ての住	宅	200平方メー	7,400円				
		トル未満のもの					
		200平方メー	8,200円				
		トル以上のもの					
共同住宅等		300平方メー	14,100円				
		トル未満のもの					
		300平方メー	25,300円				
		トル以上2,000平					
		方メートル未満					
		のもの					
		2,000平方メー	45,300円				
		トル以上5,000					
		平方メートル未					
		満のもの					
		5,000平方メー	69,100円				
		トル以上10,000					
		平方メートル未					
		満のもの					
		10,000平方メー	127,100円				
		トル以上25,000					
		平方メートル未					
		満のもの					
		25,000平方メー	214,800円				
		トル以上50,000					
		平方メートル未					
		満のもの					
		50,000平方メー	377,500円				
		トル以上のもの					



改正後		改正前	
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	23,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	21,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	29,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	27,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	50,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	46,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	68,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	62,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	184,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	168,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	279,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	255,000円
50,000平方メートルを超えるもの	470,000円	50,000平方メートルを超えるもの	430,000円

付表 7

全体計画認定申請手数料表

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以下のもの	72,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考

1 略

付表 6

全体計画認定申請手数料表

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	33,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	44,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	60,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	87,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	116,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	275,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円

備考

1 略

改正後	改正前												
<p>2 この表の規定にかかわらず、法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定のうち、工事期間の変更に伴う全体計画認定申請手数料は、<u>23,000円</u>とする。</p>	<p>2 この表の規定にかかわらず、法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定のうち、工事期間の変更に伴う全体計画認定申請手数料は、<u>21,000円</u>とする。</p>												
<p><b>付表 8</b> 建築設備に係る確認申請等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備を設置する場合</td> <td><u>24,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>13,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>確認済証の交付を受け、た建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</td> <td><u>15,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>10,000円</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定める額は、1の建築設備ごとの額とする。</p>	区分	金額	建築設備を設置する場合	<u>24,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>13,000円</u> ）	確認済証の交付を受け、た建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>15,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>10,000円</u> ）	<p><b>付表 7</b> 建築設備に係る確認申請等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備を設置する場合</td> <td><u>21,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>11,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>確認済証の交付を受け、た建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</td> <td><u>13,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>9,000円</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この表に定める額は、1の建築設備ごとの額とする。</li> <li>2 付表1の備考3の規定は、この表について適用する。</li> </ol>	区分	金額	建築設備を設置する場合	<u>21,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>11,000円</u> ）	確認済証の交付を受け、た建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>13,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>9,000円</u> ）
区分	金額												
建築設備を設置する場合	<u>24,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>13,000円</u> ）												
確認済証の交付を受け、た建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>15,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>10,000円</u> ）												
区分	金額												
建築設備を設置する場合	<u>21,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>11,000円</u> ）												
確認済証の交付を受け、た建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>13,000円</u> （小荷物専用昇降機にあつては、 <u>9,000円</u> ）												
<p><b>付表 9</b> 建築設備に係る完了検査申請等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小荷物専用昇降機に係るものである場合</td> <td><u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機以外のものに係るものである場合</td> <td><u>20,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	金額	小荷物専用昇降機に係るものである場合	<u>11,000円</u>	小荷物専用昇降機以外のものに係るものである場合	<u>20,000円</u>	<p><b>付表 8</b> 建築設備に係る完了検査申請等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小荷物専用昇降機に係るものである場合</td> <td><u>10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機以外のものに係るものである場合</td> <td><u>18,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	金額	小荷物専用昇降機に係るものである場合	<u>10,000円</u>	小荷物専用昇降機以外のものに係るものである場合	<u>18,000円</u>
区分	金額												
小荷物専用昇降機に係るものである場合	<u>11,000円</u>												
小荷物専用昇降機以外のものに係るものである場合	<u>20,000円</u>												
区分	金額												
小荷物専用昇降機に係るものである場合	<u>10,000円</u>												
小荷物専用昇降機以外のものに係るものである場合	<u>18,000円</u>												
<p><b>付表10</b> 工作物に係る確認申請等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物を築造する場合</td> <td><u>21,000円</u></td> </tr> <tr> <td>確認済証の交付を受け</td> <td><u>12,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	工作物を築造する場合	<u>21,000円</u>	確認済証の交付を受け	<u>12,000円</u>	<p><b>付表 9</b> 工作物に係る確認申請等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物を築造する場合</td> <td><u>18,000円</u></td> </tr> <tr> <td>確認済証の交付を受け</td> <td><u>10,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	工作物を築造する場合	<u>18,000円</u>	確認済証の交付を受け	<u>10,000円</u>
区分	金額												
工作物を築造する場合	<u>21,000円</u>												
確認済証の交付を受け	<u>12,000円</u>												
区分	金額												
工作物を築造する場合	<u>18,000円</u>												
確認済証の交付を受け	<u>10,000円</u>												

改正後		改正前	
た工作物の計画を変更して工作物を築造する場合		た工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	
備考 <u>この表に定める額は、1の工作物ごとの額とする。</u>		備考 <u>1 この表に定める額は、1の工作物ごとの額とする。</u> <u>2 付表1の備考3の規定は、この表について適用する。</u>	

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第16号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等以外の施設において調理し、搬入する方法により行う場合における要件の見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p><b>第17条</b> 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p><b>第17条</b> 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士_____</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第17号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）及び門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等及び特定地域型保育事業者に対する連携施設経過措置の延長並びに保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第1条** 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p><b>第7条</b> 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p><b>第7条</b> 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、</p>

改正後	改正前
<p>助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	
<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	
<p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲</p>	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲</p>

改正後	改正前
<p>げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p>	<p>げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>
<p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u></p> <p>(2) 略</p>	<p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></u></p> <p>(2) 略</p>
<p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p>4 略</p> <p>5 略</p>
<p><b>附 則</b> (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の</p>	<p><b>附 則</b> (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の</p>

改正後	改正前
確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と本市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と本市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第2条** 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第37条</b> 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第18号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同項</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p><b>第42条</b> 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う</p>	<p><b>第37条</b> 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第18号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p><b>第42条</b> 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う</p>

改正後	改正前
<p>認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化さ</p>	<p>認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 _____ を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>

改正後	改正前
<p>れていること。</p>	
<p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	
<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	
<p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>
<p>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>
<p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>	
<p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	
<p>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>
<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p>	<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の</p>	<p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以</p>

改正後	改正前
<p>場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>	<p>外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第18号

### 門真市国民健康保険条例の一部改正について

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第32号)の施行に伴い、低所得者に係る保険料の軽減判定所得の見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市国民健康保険条例の一部を改正する条例

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p><b>第19条</b> 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金</p>

改正後	改正前
<p>額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>2～4 略</p>

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第19号

### 門真市立学校設置条例の一部改正について

門真市立学校設置条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

門真市立水桜小学校及び門真市立第四中学校を廃止し、義務教育学校として門真市立水桜学園を設置するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立学校設置条例の一部を改正する条例

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 門真市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の定めるところにより<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p><b>第2条</b> <u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>の名称並びに位置は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td><u>門真市立水桜学</u></td> <td><u>門真市脇田町4番1号</u></td> </tr> <tr> <td><u>園</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	} 略		<u>門真市立水桜学</u>	<u>門真市脇田町4番1号</u>	<u>園</u>		<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 門真市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の定めるところにより<u>小学校及び中学校</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p><b>第2条</b> <u>門真市立小学校及び中学校</u>の名称並びに位置は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td><u>門真市立水桜小</u></td> <td><u>門真市三ツ島6丁目2</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校</u></td> <td><u>番1号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td><u>門真市立第四中</u></td> <td><u>門真市江端町3番1号</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	} 略		<u>門真市立水桜小</u>	<u>門真市三ツ島6丁目2</u>	<u>学校</u>	<u>番1号</u>	} 略		<u>門真市立第四中</u>	<u>門真市江端町3番1号</u>	<u>学校</u>		} 略					
名称	位置																												
} 略																													
<u>門真市立水桜学</u>	<u>門真市脇田町4番1号</u>																												
<u>園</u>																													
名称	位置																												
} 略																													
<u>門真市立水桜小</u>	<u>門真市三ツ島6丁目2</u>																												
<u>学校</u>	<u>番1号</u>																												
} 略																													
<u>門真市立第四中</u>	<u>門真市江端町3番1号</u>																												
<u>学校</u>																													
} 略																													

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正)

2 門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校施設設備使用条例</u>	<u>門真市立小・中学校施設設備使用条例</u>
(目的)	(目的)

改正後	改正前
<p><b>第1条</b> 門真市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の施設設備（以下「施設」という。）の使用に関しては、社会教育法（昭和24年法律第207号）及びその他の法令に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（使用許可）</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 委員会は、前項の許可については、あらかじめ当該学校の長に、当該施設の使用許可に関し必要な意見を聞かなければならない。</p>	<p><b>第1条</b> 門真市立小・中学校（以下「学校」という。）の施設設備（以下「施設」という。）の使用に関しては、社会教育法（昭和24年法律第207号）及びその他の法令に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（使用許可）</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 委員会は、前項の許可については、あらかじめ当該小・中学校の長に、当該施設の使用許可に関し必要な意見を聞かなければならない。</p>

（門真市行政手続条例の一部改正）

3 門真市行政手続条例（平成11年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市立の中学校、小学校、義務教育学校又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>（適用除外）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市立の中学校、小学校 又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)～(10) 略</p>

（門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

4 門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条</p>

改正後	改正前
第1項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、義務教育学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	第1項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校_____及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正）

5 門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（名称及び位置）</p> <p><b>第2条</b> 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">〃 略</td> </tr> <tr> <td>門真市立水桜学園放課後児童クラブ</td> <td>門真市脇田町4番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入会の資格）</p> <p><b>第4条</b> 放課後児童クラブに入会することができる児童は、本市に在住し、かつ、小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（入会の許可等）</p> <p><b>第5条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項の許可を受けて児童が入会できる放課後児童クラブは、当該児童が在籍する小学校又は義務教育学校内に設置された放課後児童クラブとする。ただし、放課後児童クラブの運営に支障のない場合において、市長が特に必要と認める児童については、この限りでない。</p>	名称	位置	〃 略		門真市立水桜学園放課後児童クラブ	門真市脇田町4番1号	<p>（名称及び位置）</p> <p><b>第2条</b> 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">〃 略</td> </tr> <tr> <td>門真市立水桜小学校放課後児童クラブ</td> <td>門真市三ツ島6丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入会の資格）</p> <p><b>第4条</b> 放課後児童クラブに入会することができる児童は、本市に在住し、かつ、小学校_____に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（入会の許可等）</p> <p><b>第5条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項の許可を受けて児童が入会できる放課後児童クラブは、当該児童が在籍する小学校_____内に設置された放課後児童クラブとする。ただし、放課後児童クラブの運営に支障のない場合において、市長が特に必要と認める児童については、この限りでない。</p>	名称	位置	〃 略		門真市立水桜小学校放課後児童クラブ	門真市三ツ島6丁目2番1号
名称	位置												
〃 略													
門真市立水桜学園放課後児童クラブ	門真市脇田町4番1号												
名称	位置												
〃 略													
門真市立水桜小学校放課後児童クラブ	門真市三ツ島6丁目2番1号												

(門真市附属機関に関する条例の一部改正)

6 門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表（第1条関係）</b>		<b>別表（第1条関係）</b>	
1 略		1 略	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務
） 略		） 略	
門真市結核対策委員会	門真市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒に係る結核検診及び結核対策の管理方針についての調査審議に関する事務	門真市結核対策委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る結核検診及び結核対策の管理方針についての調査審議に関する事務
門真市中心臓検診委員会	門真市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒に係る心臓検診の結果及び心臓病対策の管理方針についての調査審議に関する事務	門真市中心臓検診委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る心臓検診の結果及び心臓病対策の管理方針についての調査審議に関する事務
） 略		） 略	
3 略		3 略	

(門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

7 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導</u> ができる教育環境づくり	<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導</u> ができる教

改正後	改正前
<p><u>の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>においてきめ細かな指導ができる教育環境づくりを実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>門真市立小学校及び中学校</u>においてきめ細かな指導ができる教育環境づくりを実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
 8 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p><b>第6条</b> 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校又は義務教育学校の前期課程</u>（以下「小学校等」という。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p><b>第19条</b> 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p><b>第6条</b> 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u> _____ に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p><b>第19条</b> 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし</p>

改正後	改正前
<p>て、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校等</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校等</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校等</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校等</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p><b>第21条</b> 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校<u>及び義務教育学校</u>等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p>て、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p><b>第21条</b> 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校_____等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>

(門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

9 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般原則)</p> <p><b>第3条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、<u>義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけ</p>	<p>(一般原則)</p> <p><b>第3条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校_____、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけ</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p><b>第11条</b> 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、<u>小学校及び義務教育学校の前期課程</u>における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校、義務教育学校、</u>特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p><b>第27条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、<u>小学校、義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p><b>第11条</b> 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、<u>小学校</u> _____ における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校</u> _____、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p><b>第27条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、<u>小学校</u> _____、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>

(門真市職員の退職管理に関する条例の一部改正)

10 門真市職員の退職管理に関する条例（平成28年門真市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者への届出)</p> <p><b>第3条</b> 管理又は監督の地位にある職員の職として規則等で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企</p>	<p>(任命権者への届出)</p> <p><b>第3条</b> 管理又は監督の地位にある職員の職として規則等で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企</p>

改正後	改正前
業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則等で定める場合を除き、規則等で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者(門真市立学校設置条例(昭和39年条例第21号)第2条に規定する <u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u> に勤務する府費負担教職員にあっては、門真市教育委員会)に規則等で定める事項を届け出なければならない。	業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則等で定める場合を除き、規則等で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者(門真市立学校設置条例(昭和39年条例第21号)第2条に規定する <u>門真市立小学校及び中学校</u> に勤務する府費負担教職員にあっては、門真市教育委員会)に規則等で定める事項を届け出なければならない。

(門真市立総合体育館条例の一部改正)

- 11 門真市立総合体育館条例(平成28年門真市条例第6号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表(第14条関係)</b> 1～2 略 3 トレーニングルーム <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div> 備考 1 トレーニングルームは、中学生 <u>(義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。)</u> 以下の者は利用することができない。 2～3 略 4 幼児体育室 <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div> 備考 1 幼児体育室は、小学生 <u>(義務教育学校の前期課程に就学する児童を含む。)</u> 以上の者(幼児に付き添う保護者を除く。)は、利用することができない。 2～4 略 5～7 略	<b>別表(第14条関係)</b> 1～2 略 3 トレーニングルーム <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div> 備考 1 トレーニングルームは、中学生_____ _____以下の者は利用することができない。 2～3 略 4 幼児体育室 <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div> 備考 1 幼児体育室は、小学生_____ _____以上の者(幼児に付き添う保護者を除く。)は、利用することができない。 2～4 略 5～7 略

(門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正)

- 12 門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例(令和6年門真市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>門真市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

13 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>

(門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

14 門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

15 門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの及び市費負担教員（<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤職員等」という。）以外の非常勤職員等</p> <p>ア～イ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの及び市費負担教員（<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤職員等」という。）以外の非常勤職員等</p> <p>ア～イ 略</p>

(準備行為)

16 門真市立水桜学園放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 議案第20号

門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年門真市条例第32号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）による水道法施行令の一部改正及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）による水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を拡大するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年門真市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第3条</b> 水道法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者に限る。）</p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を含む。）又は<u>高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程</u>にあっては、修了した後。次号において同じ。）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第3条</b> 水道法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程</u>において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u> _____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程 _____を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程</u>にあっては、修了した後 _____）、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有</p>

改正後	改正前
<p>関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>する者 _____</p>
<p>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>_____</p>
<p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 (次号において「高等学校等」という。)</p> <p>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p>
<p>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>_____</p>
<p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p>
<p>(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(9) 外国の学校において、第1号から第6</p>	<p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは</p>

改正後	改正前
<p>号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>	<p>第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>	<p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>	<p>—</p>
<p>（水道技術管理者の資格）  <b>第4条</b> 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。  (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条</p>	<p>（水道技術管理者の資格）  <b>第4条</b> 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。  (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p><u>第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて<u>専門職大学前期課程</u>を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（<u>専門職大学前期課程</u>の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第5号に規定する学校の卒業者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従</p>	<p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学に関する<u>学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程</u>にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程</u>にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した（当該<u>学科目</u>を修めて<u>学校教育法に基づく専門職大学の前期課程</u>（以下この号において「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（<u>専門職大学前期課程</u>の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第4号に規定する学校の卒業者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実</p>

改正後	改正前
<p>事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条及び第4条に規定する資格を有している者は、この条例による改正後の門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条及び第4条に規定する資格を有している者とみなす。

## 議案第21号

### 門真市下水道条例の一部改正について

門真市下水道条例（昭和47年門真市条例第5号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 提案理由

下水道排水設備工事責任技術者の専任規制を見直すとともに、下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）の施行に伴い、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市下水道条例の一部を改正する条例

門真市下水道条例（昭和47年門真市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定工事店の指定等)</p> <p><b>第8条</b> 指定工事店は、次の各号に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき管理者が指定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>営業所ごとに責任技術者</u>（大阪府下水道協会（以下この号において「府協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、下水道排水設備工事責任技術者として府協会の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証を交付された者をいう。）を<u>選任している</u>こと。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(指定工事店の指定等)</p> <p><b>第8条</b> 指定工事店は、次の各号に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき管理者が指定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>専属の責任技術者</u>（大阪府下水道協会（以下この号において「府協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、下水道排水設備工事責任技術者として府協会の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証を交付された者をいう。）を<u>有すること</u>。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p><b>第9条の3</b> 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。以下「悪質下水」という。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第3号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2～3 略</p>	<p><b>第9条の3</b> 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。以下「悪質下水」という。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第3号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2～3 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第22号

### 令和6年度門真市一般会計補正予算（第13号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ854,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,598,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	8,352,385	165,176	8,517,561
	1 地方交付税	8,352,385	165,176	8,517,561
14	国庫支出金	24,555,856	265,903	24,821,759
	1 国庫負担金	14,684,161	225,709	14,909,870
	2 国庫補助金	9,829,697	40,194	9,869,891
15	府支出金	5,381,918	103,130	5,485,048
	1 府負担金	3,614,092	103,130	3,717,222
18	繰入金	3,987,484	320,000	4,307,484
	1 基金繰入金	3,987,484	320,000	4,307,484
	歳入合計	79,744,288	854,209	80,598,497

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,864,910	351,869	8,216,779
	1 総務管理費	6,761,472	344,052	7,105,524
	3 戸籍住民基本台帳費	341,323	7,817	349,140
3	民生費	36,385,616	473,478	36,859,094
	1 社会福祉費	14,730,967	275,236	15,006,203
	2 児童福祉費	8,631,142	198,242	8,829,384
4	衛生費	4,271,299	2,546	4,273,845
	1 保健衛生費	1,686,834	2,546	1,689,380
7	土木費	14,145,001	64,086	14,209,087
	4 都市計画費	7,562,425	807	7,563,232
	5 住宅費	4,765,021	3,577	4,768,598
	7 災害救助費	51,687	59,702	111,389
8	消防費	1,868,203	△34,124	1,834,079
	1 消防費	1,868,203	△34,124	1,834,079
12	予備費	64,482	△3,646	60,836
	1 予備費	64,482	△3,646	60,836
歳 出 合 計		79,744,288	854,209	80,598,497

第2表 繰越明許費補正  
追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 事 務	7,817
4 衛生費	1 保健衛生費	出 産 ・ 子 育 て 応 援 給 付 金 給 付 事 業	4,700
4 衛生費	1 保健衛生費	災 害 時 医 療 ・ 救 護 体 制 整 備 事 業	2,546
7 土木費	2 道路橋りょう費	道 路 整 備 事 業	108,499
7 土木費	4 都市計画費	門真市駅前地区市街地再開発事業（門真プラザ再整備事業）	158,164
7 土木費	4 都市計画費	北 島 地 域 土 地 区 画 整 理 事 業	101,915
7 土木費	4 都市計画費	街 路 事 業	2,730
7 土木費	4 都市計画費	公 園 維 持 管 理 事 業	807
7 土木費	4 都市計画費	住 宅 市 街 地 総 合 整 備 事 業	710,943
7 土木費	4 都市計画費	庁 舎 エ リ ア 整 備 事 業	10,098
7 土木費	5 住宅費	市 営 住 宅 維 持 管 理 事 業	3,577
7 土木費	7 災害救助費	防 災 対 策 事 業	59,702
8 消防費	1 消防費	消 火 栓 等 整 備 事 業	4,068

第3表 債務負担行為補正  
追 加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業 (令和7年度以降維持管理費改定分)	令和7年度	千円
	}	1,594
	令和8年度	







補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
7,817			344,052
328,839			144,639
900			1,646
31,477			32,609
			△34,124
			△3,646
369,033	0	0	485,176

2 歳 入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	8,352,385	165,176	8,517,561
計	8,352,385	165,176	8,517,561

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	14,433,423	225,709	14,659,132
計	14,684,161	225,709	14,909,870

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,898,669	7,817	2,906,486
3 衛生費国庫補助金	79,831	900	80,731

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 165,176	普通交付税	千円

3 子どものための教育・保育給付費負担金	105,890	子どものための教育・保育給付費負担金	
91 介護保険料軽減措置負担金	5,626	低所得者保険料軽減負担金	
97 障がい者自立支援給付費等負担金	114,193	障がい者自立支援給付費等負担金	

1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,817	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
22 新しい地方経済・生活環境創生交付金	900	新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	

10款 地方交付税 14款 国庫支出金

14款 国庫支出金  
2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
5 土木費国庫補助金	千円 5,423,293	千円 31,477	千円 5,454,770
計	9,829,697	40,194	9,869,891

15款 府支出金  
1項 府負担金

1 民生費府負担金	3,597,251	103,130	3,700,381
計	3,614,092	103,130	3,717,222

18款 繰入金  
1項 基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	850,000	320,000	1,170,000
計	3,987,484	320,000	4,307,484

節		説	明
区 分	金 額		
2 新しい地方経済・生活環境創生交付金	千円 31,477	新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	千円

5 子どものための教育・保育給付費負担金	43,221	子どものための教育・保育給付費負担金	
91 障がい者自立支援給付費等負担金	57,096	障がい者自立支援給付費等負担金	
95 介護保険料軽減措置負担金	2,813	低所得者保険料軽減負担金	

1 財政調整基金繰入金	320,000	財政調整基金繰入金	

14款 国庫支出金 15款 府支出金 18款 繰入金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,134,030	千円 150,000	千円 5,284,030	千円	千円	千円	千円 150,000
21 減債基金費	0	194,052	194,052				194,052
計	6,761,472	344,052	7,105,524	0	0	0	344,052

#### 2 款 総務費

##### 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	341,323	7,817	349,140	7,817			
				国庫支出金 7,817			
計	341,323	7,817	349,140	7,817	0	0	0

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	9,499,470	228,387	9,727,857	171,289			57,098
				国庫支出金 114,193			

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 150,000	千円 ○施策評価対象外事業 職員等の人件費に関する事務 150,000 職員手当等 150,000 退職手当 150,000
25 積立金	194,052	○施策評価対象外事業 減債基金積立事業 194,052 積立金 194,052 減債基金（流動資産） 194,052 基金積立金 194,052

12 役務費	4,261	○施策評価対象外事業 戸籍事務 7,817
13 委託料	3,556	役務費 4,261 通信運搬費 4,261 委託料 3,556 各種業務委託料（費用） 3,556 戸籍氏名振り仮名事務処理業務委託料 3,556

20 扶助費	228,387	○障がい児（者）等への支援 障がい者等支援給付事業 228,387 扶助費 228,387
--------	---------	---

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				府支出金 57,096			
2 老人福祉費	2,552,152	46,849	2,599,001	8,439			38,410
				国庫支出金 5,626			
				府支出金 2,813			
計	14,730,967	275,236	15,006,203	179,728	0	0	95,508

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 児童措置費	6,627,949	198,242	6,826,191	149,111			49,131
				国庫支出金 105,890			
				府支出金 43,221			
計	8,631,142	198,242	8,829,384	149,111	0	0	49,131

4款 衛生費

1項 保健衛生費

6 診療所費	78,927	2,546	81,473	900			1,646
				国庫支出金 900			

節		説明
区分	金額	
	千円	障がい者等支援給付費（介護給付・訓練等給付） 千円 228,387
28 繰出金	46,849	○高齢者への支援 介護保険サービス実施事業 46,849 繰出金 46,849 他会計への繰出金 46,849 介護給付費繰出金 35,597 低所得者保険料軽減繰出金 11,252

20 扶助費	198,242	○施策評価対象外事業 施設型給付事務 198,242 扶助費 198,242 施設型給付費 198,242
--------	---------	--

11 需用費	744	○危機管理と災害時対策 災害時医療・救護体制整備事業 2,546
18 備品購入費	1,802	需用費 744 消耗品費 744 備品購入費 1,802 少額物品購入費 1,802

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,686,834	2,546	1,689,380	900	0	0	1,646

7款 土木費

4項 都市計画費

5 公園費	177,868	807	178,675	403			404
				国庫支出金			
				403			
計	7,562,425	807	7,563,232	403	0	0	404

7款 土木費

5項 住宅費

1 住宅管理費	4,476,336	3,577	4,479,913	1,788			1,789
				国庫支出金			
				1,788			
計	4,765,021	3,577	4,768,598	1,788	0	0	1,789

7款 土木費

7項 災害救助費

1 災害救助費	51,687	59,702	111,389	29,286			30,416
				国庫支出金			
				29,286			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	災害医療センター等備品費 千円 1,802

18 備品購入費	807	○憩いの場の充実	
		公園維持管理事業	807
		備品購入費	807
		少額物品購入費	807
		機械器具費	807

18 備品購入費	3,577	○快適な住まい環境の充実	
		市営住宅維持管理事業	3,577
		備品購入費	3,577
		少額物品購入費	3,577
		機械器具費	3,577

11 需用費	1,128	○危機管理と災害時対策	
		防災対策事業	59,702
18 備品購入費	58,574	需用費	1,128

4 款 衛生費 7 款 土木費

## 7 款 土木費

## 7 項 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	51,687	59,702	111,389	29,286	0	0	30,416

## 8 款 消防費

## 1 項 消防費

1 常備消防費	1,755,645	△34,124	1,721,521				△34,124
計	1,868,203	△34,124	1,834,079	0	0	0	△34,124

## 12 款 予備費

## 1 項 予備費

1 予備費	64,482	△3,646	60,836				△3,646
計	64,482	△3,646	60,836	0	0	0	△3,646

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		消耗品費 1,128
		備品購入費 58,574
		少額物品購入費 58,574
		災害用備品費 58,574

19 負担金補助及び交付金	△34,124	○消防・救急医療体制の充実	
		消防活動事業	△34,124
		負担金補助及び交付金	△34,124
		負担金	△34,124
		守口市門真市消防組合負担金	△34,124


7 款 土木費 8 款 消防費 1 2 款 予備費

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 戸籍住民基本台帳費		千円 7,817	事業完了に日数を要するため
	12 役務費	4,261	
	13 委託料	3,556	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 保健衛生総務費		千円 4,700	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	4,700	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	節	金額	繰り越すべき理由
6 診療所費		千円 2,546	事業完了に日数を要するため
	11 需用費	744	
	18 備品購入費	1,802	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	節	金額	繰り越すべき理由
4 道路新設改良費		千円 108,499	権利者との協議に日数を要するため
	17 公有財産購入費	97,144	
	22 補償補填及び賠償金	11,355	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 都市計画総務費		千円 158,164	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	158,164	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 土地区画整理事業費		千円 101,915	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	101,915	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
3 街路事業費		千円 2,730	権利者との協議に日数を要するため
	17 公有財産購入費	2,730	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
5 公園費		千円 807	事業完了に日数を要するため
	18 備品購入費	807	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 住宅市街地総合整備事業費		千円 710,943	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	269,019	
	17 公有財産購入費	150,413	
	19 負担金補助及び交付金	125,460	
	22 補償補填及び賠償金	166,051	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
9 庁舎エリア整備事業費		千円 10,098	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	10,098	

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 住宅管理費		千円 3,577	事業完了に日数を要するため
	18 備品購入費	3,577	

(款) 7 土木費

(項) 7 災害救助費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 災害救助費		千円 59,702	事業完了に日数を要するため
	11 需用費	1,128	
	18 備品購入費	58,574	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	節	金額	繰り越すべき理由
3 消防施設費		千円 4,068	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	4,068	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 門真市立統合中学校 整備PFI事業 (令和7年度以降維持管理費 改定分)	千円 1,594	-	千円 -	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 1,594	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,594

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(325) 810	508,657	3,014,591	3,262,591	6,785,839	1,253,573	8,039,412	
補 正 前	(325) 810	508,657	3,014,591	3,112,591	6,635,839	1,253,573	7,889,412	
比 較	(-) -	-	-	150,000	150,000	-	150,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,841	476,740	258,584	78,749	114,829	933,067	723,673
	補 正 前	90,841	476,740	258,584	78,749	114,829	933,067	723,673
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	65,936	516,828	-	730	2,614	-	
	補 正 前	65,936	366,828	-	730	2,614	-	
	比 較	-	150,000	-	-	-	-	-

### ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 723	2,852,731	2,930,634	5,783,365	1,081,798	6,865,163	
補 正 前	(1) 723	2,852,731	2,780,634	5,633,365	1,081,798	6,715,163	
比 較	(-) -	-	150,000	150,000	-	150,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	90,841	451,558	257,837	74,769	114,829	739,245	617,792
	補 正 前	90,841	451,558	257,837	74,769	114,829	739,245	617,792
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	65,936	514,493	-	720	2,614	-	
	補 正 前	65,936	364,493	-	720	2,614	-	
	比 較	-	150,000	-	-	-	-	-

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(324) 87	508,657	161,860	331,957	1,002,474	171,775	1,174,249	
補 正 前	(324) 87	508,657	161,860	331,957	1,002,474	171,775	1,174,249	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	-	25,182	747	3,980	-	193,822	105,881
	補 正 前	-	25,182	747	3,980	-	193,822	105,881
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	2,335	-	10	-	-	
	補 正 前	-	2,335	-	10	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職 員 手 当	150,000	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	150,000	退職手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	150,000	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	150,000		退職手当

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		



## 議案第23号

### 令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216,291千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,754,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	3,343,922	55,288	3,399,210
	1 国庫負担金	2,533,531	55,288	2,588,819
4	支払基金交付金	3,665,603	76,890	3,742,493
	1 支払基金交付金	3,665,603	76,890	3,742,493
5	府支出金	1,877,282	37,264	1,914,546
	1 府負担金	1,804,296	37,264	1,841,560
6	繰入金	2,424,960	46,849	2,471,809
	1 一般会計繰入金	2,424,960	46,849	2,471,809
	歳入合計	14,538,102	216,291	14,754,393

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	13,347,182	284,774	13,631,956
	1 介護給付費	13,347,182	284,774	13,631,956
4	基金積立金	321,696	△68,483	253,213
	1 基金積立金	321,696	△68,483	253,213
	歳 出 合 計	14,538,102	216,291	14,754,393







補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国府支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
92,552		123,739	68,483
			△68,483
92,552	0	123,739	0

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費負担金	2,533,531	55,288	2,588,819
計	2,533,531	55,288	2,588,819

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	3,603,734	76,890	3,680,624
計	3,665,603	76,890	3,742,493

5 款 府支出金

1 項 府負担金

1 介護給付費負担金	1,804,296	37,264	1,841,560
計	1,804,296	37,264	1,841,560

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,668,415	35,597	1,704,012
3 低所得者保険料軽減繰入金	269,135	11,252	280,387
計	2,424,960	46,849	2,471,809

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	千円 55,288	現年度分

1 現年度分	76,890	現年度分

1 現年度分	37,264	現年度分

1 介護給付費繰入金	35,597	介護給付費繰入金
1 低所得者保険料軽減繰入金	11,252	低所得者保険料軽減繰入金

介護保険事業特別会計

### 3 歳 出

#### 2 款 保険給付費

##### 1 項 介護給付費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 介護給付費	千円 13,336,016	千円 283,944	千円 13,619,960	千円 92,282	千円	千円 123,411	千円 68,251
				国庫支出金 55,122		支払基金交 付金 76,666	
				府支出金 37,160		繰入金 46,745	
2 審査支払手数料	11,166	830	11,996	270		328	232
				国庫支出金 166		支払基金交 付金 224	
				府支出金 104		繰入金 104	
計	13,347,182	284,774	13,631,956	92,552	0	123,739	68,483

#### 4 款 基金積立金

##### 1 項 基金積立金

1 介護給付費等準備基金積立金	321,696	△68,483	253,213				△68,483
計	321,696	△68,483	253,213	0	0	0	△68,483

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	千円 283,944	千円 ○高齢者への支援 介護保険管理事業 283,944 負担金補助及び交付金 283,944 負担金 283,944 居宅介護サービス費 192,341 施設介護サービス費 27,506 高額介護サービス費 55,399 高額医療合算介護サービス等費 67 居宅介護サービス計画費 1,492 特定入所者介護サービス費 7,139
12 役務費	830	○高齢者への支援 介護保険管理事業 830 役務費 830 手数料 830

25 積立金	△68,483	○施策評価対象外事業 介護給付費等準備基金積立事業 △68,483 積立金 △68,483 特定目的基金（固定資産） △68,483 基金積立金 △68,483
--------	---------	--

介護保険事業特別会計



## 議案第24号

### 令和6年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

**第1条** 令和6年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和6年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1,475,316千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,757千円、当年度分損益勘定留保資金1,374,422千円及び繰越利益剰余金処分量18,137千円」を「不足する額1,478,919千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,757千円、当年度分損益勘定留保資金1,374,422千円及び繰越利益剰余金処分量21,740千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	3,461,266千円	105,900千円	3,567,166千円
第1項 企業債	3,209,400千円	105,900千円	3,315,300千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,936,582千円	109,503千円	5,046,085千円
第1項 建設改良費	2,129,864千円	109,503千円	2,239,367千円

（企業債の補正）

**第3条** 予算第6条の表中

「

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
流域下水道事業	千円 465,900	証書借入 又は 証券発行	% 8.0 以内	政 府 地方公共団 体金融機構 大阪府 銀 行 その他	40年以内（うち据置5年以内）半年賦元利均等又は元金均等償還。 なお、財政状況等により必要に応じて繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
計	3,209,400				

を

「

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
流域下水道事業	千円 571,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	3,315,300				

」

に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

**第4条** 予算第11条本文中当年度利益剰余金「18,137千円」を「21,740千円」に改め、

第1号を次のように改める。

(1) 減債積立金 21,740千円

令和7年2月25日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和6年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)  
に関する説明書

令和6年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的收入			3,461,266	105,900	3,567,166	
	1. 企業債		3,209,400	105,900	3,315,300	
		1. 建設改良企業債	3,209,400	105,900	3,315,300	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的支出			4,936,582	109,503	5,046,085	
	1. 建設改良費		2,129,864	109,503	2,239,367	
		3. 流域下水道建設負担金	466,787	109,503	576,290	

令和6年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	401,125
減価償却費	2,048,341
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	9,210
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	1,777
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 529
長期前受金戻入額	△ 698,919
受取利息及び受取利息配当金	△ 1
支払利息	473,977
未収金の増減額(△は増加)	37,854
未払金の増減額(△は減少)	△ 13,978
預り金の増減額(△は減少)	1,065
仮受消費税の増減額(△は減少)	11,250
小計	2,296,172
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 473,977
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,822,196

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,383,058
無形固定資産の取得による支出	△ 523,901
国庫補助金による収入	297,970
受益者負担金等による収入	14,866
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,594,123

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,120,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,806,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,313,682

資金増加額(又は減少額)	541,755
資金期首残高	563,117
資金期末残高	1,104,872

令和6年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		12,239		
	ロ 構 築 物	101,974,614			
	構築物減価償却累計額	<u>△45,382,291</u>	56,592,323		
	ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,662			
	工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,874</u>	4,788		
	ニ その 他 有 形 固 定 資 産	68,861			
	その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,501</u>	3,360		
	ホ 建 設 仮 勘 定		<u>730,966</u>		
	有形固定資産合計			57,343,676	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		<u>7,987,930</u>		
	無形固定資産合計			<u>7,987,930</u>	
	固 定 資 産 合 計				65,331,606
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			1,104,872	
(2)	未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	283,196			
	貸 倒 引 当 金	<u>△7,753</u>	275,443		
	ロ 営 業 外 未 収 金		124,625		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>994</u>		
	未 収 金 合 計			401,062	
(3)	貯 蔵 品			1,497	
(4)	前 払 金			<u>161,901</u>	
	流 動 資 産 合 計				1,669,332
	資 産 合 計				<u>67,000,938</u>

負債の部

	千円	千円	千円
3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ建設改良企業債		36,360,308	
(2) 引当金			
イ退職給付引当金		56,727	
固定負債合計			36,417,035
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ建設改良企業債		3,159,767	
(2) 未払金			
イ営業未払金	120,468		
ロ営業外未払金	2,750		
ハその他未払金	991,841		
未払金合計		1,115,059	
(3) 引当金			
イ賞与引当金	14,044		
ロ法定福利費引当金	2,780		
引当金合計		16,824	
(4) 預り金			
イ預り保証金	906		
ロ預り金	948		
預り金合計		1,854	
(4) その他流動負債		11,250	
流動負債合計			4,304,754
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ国庫補助金	1,319,223		
国庫補助金収益化累計額	△327,491	991,732	
ロ府補助金	2,426,707		
府補助金収益化累計額	△1,139,014	1,287,693	
ハ他会計負担金	24,106,982		
他会計負担金収益化累計額	△10,756,327	13,350,655	
ニ受益者負担金	930,699		
受益者負担金収益化累計額	△736,958	193,741	
ホ受贈財産評価額	10,613,707		
受贈財産評価額収益化累計額	△5,918,587	4,695,120	
長期前受金合計			20,518,941
負債合計			61,240,730

資本の部

6. 資本金			
(1) 資本金			4,681,722
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金		12,239	
(2) 利益剰余金			
イ当年度未処分利益剰余金	1,066,247		
利益剰余金合計		1,066,247	
剰余金合計			1,078,486
資本合計			5,760,208
負債資本合計			67,000,938

## I 重要な会計方針

### 1 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
  - ・ 主な耐用年数
- |           |       |
|-----------|-------|
| 構築物       | 50年   |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

#### (2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
  - ・ 主な耐用年数
- |            |     |
|------------|-----|
| 流域下水道施設利用権 | 50年 |
|------------|-----|

### 2 引当金の計上方法

#### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額389,227千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計332,779千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額56,448千円を計上している。

#### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能

見込額を計上している。

### 3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## II 予定貸借対照表等関連

### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,211,133千円である。

### 2 その他未処分利益剰余金変動額について

その他未処分利益剰余金変動額576,889千円は、令和5年度における資本的収入が資本的支出に対し不足する額に補てんするため減債積立金を取崩したものである。

## III リース契約により使用する固定資産

### 1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

### 2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

### 3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	2,903千円
<u>1年超</u>	<u>5,075千円</u>
計	7,978千円

## IV その他の注記

### 1 引当金の取崩し

#### (1) 退職給付引当金の取崩し

令和6年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として43,353千円を支給するため、賞与引当金から12,528千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として7,902千円を支出するため、法定福利費引当金から2,519千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金1,249千円を取り崩す予定としている。

令和6年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)  
附属書類

企業債の概況

科目	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
企業債	千円 38,873,006	千円 38,206,393	千円 4,120,400	千円 2,806,718	千円 39,520,075



資本的收入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的收入			千円 3,461,266	千円 105,900	千円 3,567,166
	1. 企業債		3,209,400	105,900	3,315,300
		1. 建設改良企業 債	3,209,400	105,900	3,315,300

(税 込)

各 目 説 明			
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1. 建設改良企業債	105,900	流域下水道事業債	105,900

資本的支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的支出			千円	千円	千円
			4,936,582	109,503	5,046,085
	1. 建設改良費		2,129,864	109,503	2,239,367
		3. 流域下水道 建設負担金	466,787	109,503	576,290

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 流域下水道 建設負担金	109,503	